Title	近世大阪市内における被差別部落の歴史
Author	牧, 英正
Citation	同和問題研究 ： 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 3 巻, p.53-106.
Issue Date	1979-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究室

近世大阪市内における被差別部落の歴史

牧　　英　正

はじめに……54
Ⅰ　役人村……55
Ⅱ　大阪市南部の被差別部落……73
Ⅲ　大阪市北部の被差別部落……84
Ⅳ　大塩の乱と被差別部落……91
あとがき……99

はじめに

まぎらわしい題名をかかげたが、正確にいえば、現在大阪市内にある各被差別部落の成立や江戸時代における部落の生活をめぐる諸条件をたしかめてみようとするものである。

現在大阪市内では、12の地区が「歴史的社会的理由により生活環境等に安定向上が阻害されている地域」（同和対策事業特別措置法）として同和行政の対象とされている。過去に種々の機関によって何度か行なわれた被差別部落の調査では、地名の変更は別としても、対象とされた土地やその拡がりにはかなりの異同がある。しかし、いまここで対象とするのは現在同和行政の対象となっているこの12の地区に限定する。

これまでに大阪市内の被差別部落に焦点をあわせ、その歴史を扱った調査報告があることを聞かない。大阪市内という枠で考えようとするばあい、いくつかの問題がある。市内の同和地区の分布を地域的にみると、ほぼ中央部に2地区と南部の大和川近辺に4地区、北部の淀川水系に沿って6地区が散在している。中央部の2地区は江戸時代に役人村と呼ばれた渡辺村を中心にして拡大し、後に浪速区と西成区に行政区画が分かれたために2地区とされたものである。他の10地区は、大阪市の発足以後、市域の拡大にともなって、大正14年以後に大阪市に編入された農村部落ないし在郷町に属する部落であった。このように歴史上の条件に大きい差がある。これらの諸地区は、江戸時代には大部分が東成郡と西成郡に属したが丹北郡であった地もあり、その支配者もそれぞれ異なり、これら地区相互間に必らずしも全体として何らかのつながりがあるわけではなかった。

中央部の2地区の前身である渡辺村については、まだ文献にめぐまれており、その成立の経過や近世社会においてそれが担わされた役割について、ほぼ知ることができる。これに比して他の10地区は概して史料に乏しい。多くの地区は自らの解放のために地区の歴史を明らかにすべく組織的にとりくみ、その成果も、後に述べるように逐次公刊されている。しかし、他方非常な努力にもかかわらず、いまのところ、拠るべき史料もなく、手がかりのつかめない地区もある。

大阪における部落史研究は、やむを得ないことではあるが、史料にめぐまれ

た地域を中心とするつまみ喰いのような状態にある。むろん史料を欠いて歴史が書けるわけがないから、これはいたしかたのないことであった。大阪府という焦点をもつ総合的な部落史研究は寺木伸明氏によって進められているが[1]、旧摂津国としての全体的な把握であった。もちろんそれはそれとして意味があり、その成果は高く評価されるであろう。教えられるところが大きかったし、是非あわせて参照されることを望む。私がここで試みるのは、少々意図を異にする。

さきに述べたような諸条件のなかで、現在たまたま大阪市に属するということで、大阪市内という枠の中で被差別部落の歴史をとりあげることにどのような意味があるのかと問われるであろう。実は、私が大阪市内の被差別部落の歴史調査を課題としてもったのは行政側の要望からであった。行政としては、成立の条件や史料の多寡にかかわりなく、同和行政を推進する前提として、行政管轄内の対象地区についての歴史的認識は必要であろう。また、市民として同じ自治体に生活するからには、身近な問題として市内の被差別部落の歴史に理解をもつべきであろう。

ここでは、大阪市内の諸地区の歴史が、これまでにどこまで明らかにされているのか、どこまでたしかめられるのかを現段階でまとめてみようとした。私としては、この報告はいささか早産の感があるし、粗雑な報告であることを恥じるが、部落解放への何らかの寄与を願いつつ、今後の調査や研究のたたき台として述べようと思う。

人には生れながらにして貴賤尊卑の別はなく、それぞれの個人は人間として尊重されるということは、われわれの社会の理念とするところである。憲法は基本的人権の尊重を、主権在民および戦争放棄とともに、基本原則としている。しかるに部落差別と呼ぶべき事態が厳存することは、われわれの社会の理念にも憲法にも違背する。部落差別は、歴史の過程のなかで、権力関係により生み出され、支配の手段として制度化され強化されてきたのであった。差別の成立に関する正確な理解は、差別を克服し、差別のない社会をきづくための確固たる信念と展望を生むであろう。私はそう信ずる。

I　役　人　村

往時、役人村と呼ばれた渡辺村については、その規模の大きさとともに、江

戸時代における支配組織においてもたされた役割、また皮革産業史に占める大きい位置などから強い関心がもたれ、その結果史料等の調査や研究が進み、起源や沿革の概略について知ることができる。

その基本的な史料は、昭和45年3月刊、盛田嘉徳氏編著の『摂津役人村文書』に収録されている。同書は前後2篇から成る。前編は、元文元（1736）年の同村内徳浄寺普請に関する口上書にはじまり、安永5（1776）年まで40年間の30件の口上書類の控などが含まれる。後編は、文久2（1861）年に作成された「役人村由来書」のほか、享保5（1720）年大坂伏見坂町裏における能興業に関する願書から享和3（1803）年様（ためし）斬の前例に関する返答書まで、83年間にわたる比較的一般的事例が、同村の「要用帳」から、順序不同に抜粋されている。原本の表紙には「書抜帳」と記載されており、盛田氏はこれを同村最後の村年寄を勤めたうちの1人住吉屋治兵衛の記録であろうと推定されている。前・後篇の原本ともに、かつて佐古慶三氏が古書肆から購入されたもので、現在前編の原本は大阪市教育研究所に、後編の原本は大阪商業大学商業史資料室に架蔵されている。盛田嘉徳氏はこれらの文書に詳細な解説を付し、さらに附録として稀覯に属する関係文献を掲載された。第二次大戦中の空襲により浪速区一帯は焼野原となったが、このさい旧家に残された文書類は烏有に帰したのでこれらの文書は役人村自身の史料としてはいよいよ貴重な存在になっている。

「摂津役人村文書」は、前編は昭和32年6月に、後編は同32年7月にガリ版により前掲書とほぼ同内容で印刷頒布されたことがあった。その後、昭和34年、中西義雄氏はこの史料を使って「都市部落の生成と展開―摂津渡辺村の史的構造―」と題する研究を発表された[2]。同論文は、まえがきに続いて、1河原の集団、2渡辺村の形成、3分裂支配―役人足、4皮革産業の展開、5差別への抵抗、6近代への出発、に分説される。本稿は、「摂津渡辺村＝西浜の歴史的研究」の第一章であり、「ここでは、封建時代最大の都市であった大坂における被差別部落身分の生活共同体である渡辺村の成立過程、身分的束縛の具体的内容、当時許されていた唯一の職業である皮革業の展開過程と階層分解、幕末における村民の抵抗と、近代皮革産業の移植による部落生産への影響を分析」しようとされた。渡辺村に関する総合的な歴史研究であった。昭和43年、

45年には上田官治氏による「摂津渡辺村の歴史」(1)(2)がある[3]。同論文は、㈠渡辺村について、㈡役人足について、㈢月正島の刑場、㈣徳浄寺と正宣寺、㈤渡辺村の皮革、からなる。本論文も「摂津役人村文書」を主材料としたもので、前記中西論文を補充する内容をもつ。

その他、西成郡役所編『西成郡史』(大正4年刊)、井上正雄著『大阪府全志』(大正11年刊)には現在見ることのできない史料によった記述もあり参考となる。

以下、これらの史料や諸文献を参照しつつ、役人村の沿革、その職掌、支配関係について考察を加えることにする。

(1) 役人村の沿革

渡辺村が元禄14(1701)年以後の位置におちつくまでには何度か故地を追われ、また集団移動を強制されてきた。まずその経過をたどってみよう。

柳瀬勁介『社会外の社会穢多非人』は附録として「大阪西浜町(旧渡辺村)ノ来歴」[4]と題する小史を掲載しているが、これは「同町某家ニ蔵セシ嘉永六年ニ旧記ヲ略写シタルモノナリ、今之レヲ再録ス」という。以下には「旧記」と略称する。ここには

> 渡辺村ノ称ハ今ノ天満川崎ノ辺リ当時渡辺橋ノ北ニアリシヲ以テ村称トセリ

という。『西成郡史』は西浜町のところに以下の説明をしている[5]。

> 古くは北渡辺に住居し、天正年間には船場町・渡辺町・博労町・南町等の地に分住し、尋で慶長の頃官命に依り、悉く一箇所に集中して住居するに至りしこと、同地の藤本三之助所蔵古文書に載せたれども、其説明に欠けるものあれば、直に夫とも首肯し難し。摂津志に天正年中南渡辺の屠者守墓の家は、難波村に移すと見えたるは蓋し本地人を移したるの謂なるべし、されば北渡辺としたるは全く南渡辺の誤なることを証するに余あり

『西成郡史』にいう「藤本三之助文書」をいま参照しえないことは惜しまれるが、盛田氏はこれを前掲柳瀬勁介所引の「旧記」と同一の文書と推定されている[6]。所引の摂津志云々は、西成郡天神橋の項に「在天満橋西、(中略)此地初名兎餓野、後呼済南北、皆曰渡辺村、天正中徙南渡辺民家於円江、移屠者守墓家於難波村、其墟今為市鄽、有古歌」[7]とあるものである。渡辺村村民の

旧地が北渡辺であったか南渡辺であったかの問題は、坐摩神社が地を移すにあたり渡辺の地名をともに移したことによる混乱もあるであろう。盛田嘉徳氏はのち役人村と呼ばれた渡辺村が、大坂三郷の南端に位置しながら、終始、大川以北の天満組に属したことから考えて、その旧地は北渡辺の地であろうとし、中西氏またこれに従っておられる[8]。

坐摩神社は摂津国西成郡で唯一の式内社であった。その旧地は大川沿岸の渡辺の里にあり、渡辺の地は古来海陸交通の要衝としてその名を諸書に残している。この坐摩神社と渡辺村の結びつきについて、盛田氏は、「その座摩神社と渡辺村とは、後々まで関係浅からざるもののあることから、多分、もとは座摩の宮に隷属した下級神人であり、神社より課せられた雑役の他に、祓除、陰陽などを生業とし、また、大川の水と河原とを利用して、皮革業を早くから手がけてきた河原の者ではなかったかと想像される。」とし、中西義雄氏は明治35年10月16日から大阪毎日新聞に連載された「一種の社会」の名をあげられるのみである。毎日新聞の記事は稀覯に属し、盛田嘉徳氏は『摂津役人村文書』の附録としてその一部を収録されたが、「座摩神社と穢(ママ)取り」以下の7項目は省略されている。旧渡辺村の文書類が戦災によって灰燼に帰したいま、聞き取りにしても重要な資料と思い省略された部分を調べてみたが、この記事が連載された当時の差別的状況のなかで、被差別部落に関する無知と偏見にもとづく俗説が記載されているので、盛田氏がこれを削除された配慮も当を得たものと考える。適宜要約してみるとこうである。むかし神功皇后は坐摩神社に対する信仰厚く、征韓の折新羅から連れ帰った100名ほどの男女の大部分に同神社の掃除人たることを命じ、地を川崎(今の渡辺橋北岸だという説がある)に賜った。残りの人も他の各神社に配された。ところが川崎の地には、神武天皇東征に反抗し奉った長髄彦の部下の降伏して許された者が一部落をなしていた。さらに、往昔主人の死去に殉死すべき者が脱走してここに流入し、三者の集合で部落が成立した。その後、仏教の渡来はいよいよ彼等を逆境におとしいれた。坐摩神社の神官渡辺氏は西成郡地方に代々5万石の封土をもつ武家であったが、大阪戦役には極力大阪方に加担したので徳川家から敵視され、封土を没収された。諺に坊主を憎んで袈裟に及ぶというが、大阪方に加担したという件で憎しみを受けた坐摩の神官渡辺家に隷属していたいわゆる「穢取り」もまた徳川家

から疾視されたのも免れ難い次第であった。要点はかくのごとくであるが、新羅の捕虜と長髄彦の部下等の三者の集合で部落が成立したとの説が、根拠のない憶説であることはいうまでもない。荒唐無稽の俗説と若干合理性が混在しているものであるから始末に悪いし、新聞紙上に掲載されたことからその影響も大きかったものと思われる。

「摂津志」は坐摩神社について「旧在八軒屋南石町、今尚有鎮座石、方五丈許、俗呼神功皇后憩息石、因為神幸地、其北日楼ノ岸、云々」という。『摂津名所図絵大成』は「伝云、大江岸に国府ありて其古蹟を国府町という、後世石町と書誤れり、座摩の御旅所に神石あるを以て石町と称するの縁とするは後世の所為なり」という。この地は、古代には西側は海であり、北側は山城・大和・河内の水を集めて海に注ぐ大江であった。海岸は大江の岸と呼ばれ、その渡は大江渡、渡辺渡、国府の渡、窪津といわれた。延暦24（805）年から天長2（825）年までここに摂津国の国府がおかれたという。坐摩神社の旧地は、いま坐摩神社行宮があり神石のある地であったとされている。八軒屋とは八軒の旅舎があったことから出た地名で、楼ノ岸とは、この地が熊野街道の起点で駅楼がおかれたため生れた俗称であった。寿永4（1185）年源義経が平氏を追って船出したのもこの渡辺の津であったという。

明応5（1496）年、浄土真宗8世の蓮如は、豪商の協力を得て、「摂州東成郡生玉之庄内、大坂」に坊舎を建てる。のちの石山本願寺である。彼はそれ以前から、四海の人間は皆兄弟の思想をもって、郷村の組織をたくみに利用しつつ摂津・河内に布教をすすめた。彼の教説は庶民の支持をうけた。石山には近接する渡辺の里の住民にも当然強い影響を及ぼしたことであろう。時代は降るが、「証如上人日記」天文9（1540）年正月12日の条に「河原者弥次郎、箒、緒太上之」と見えるが、この弥次郎は渡辺の里の住人であった可能性が強いであろう。さて、渡辺村住民の先祖が渡辺津の北岸に住居していたとして、その先がわからなくなる。

「役人村由来書」は「天正年中之頃、役人村之儀、天満、福嶋、渡辺、博労、三ツ寺五ケ所ニ別れ住居罷在候」といい、「旧記」には「慶長年中、大阪船場、渡辺、博労ヨリ南方ニテ六ケ所ニ住セシモノ相集リテ一村落トナリ渡辺村ト云フ」とある。『大阪府全志』は「天正年間には西成郡福島村及び大阪市

街の博労町・渡辺町・三津寺町・本船場町・革屋町等に散居し」と6か所の地名をあげている。この散在した人びとと先の渡辺里とはどのようにつながるのか。中西義雄氏は、天正11（1583）年、大阪城が石山本願寺のあとに築かれ、生玉・玉造・渡辺を城下としたので、坐摩神社は南渡辺に替地され、皮田も居住地をとりあげられ分散したという。盛田氏も渡辺の里の河原者が移住を始めた原因は大坂築城による坐摩神社の移転[9]であるが、南渡辺の他に諸地に散居したのは、新渡辺の地は狭隘で、全部の人びとに土地を提供することができなかったためであろうとされる。前記の「一種の社会」は分散の時期をさかのぼらせて「足利三、四代の頃彼等の一族は、第二の墳墓の地たる渡辺橋北岸に住居することを禁ぜられるに至った。そこで一部の族は、他の未開の地方に新しい部落を作るためちりぢりばらばらになり、他の一部は座摩神社に縋って、境内の附近に住居を移し、云々」という。この所説も何かの伝承によったものであろうが、坐摩神社の移転は秀吉大坂築城の折のようであるから、これは謬説であろう。何れにしても、諸説は天正のころ5～6か所に散在していた人びとが渡辺里から分れ出たとする点では一致している。

天正年間に渡辺里から分散したとしても、大阪城造営のためにその地を逐われたとは別の理解があり得るであろう。石山本願寺の傍に位置するこの地の人々に一向宗の浸透がなかったとすればむしろ不思議である。石山合戦の間、信長軍に対して手強い戦いをいどんだ「木津ゑつ田が城」がどのように構成されていたかは詳かにし得ないが、一向宗の門徒であった被差別部落の人びとであったとも推定されている。本願寺光佐が信長と和したのは天正8（1580）年閏3月であった。こうした一向一揆に参加した河原者あるいは「ワタリ」に対する弾圧として、これを分散し、身分の貶下を行なった、との方向で理解すべきであるかもしれない。あるいは、一向宗の宗教倫理にきたえぬかれ戦闘的な自治闘争をなした職人層に対する反革命権力の徹底的弾圧と理解すべきであるかもしれない。

さらに、渡辺の里の住民が5～6か所に分散したという、そのことを疑うべきかもしれない。つまり、それは、渡辺の名の連続にこだわり、もしくは被差別部落が神功皇后の捕虜の末裔であるとの俗信に由来する臆測であったのかもしれない。近世初頭の被差別部落の散在状態からみても、これらの地の人びと

が全て渡辺の地から分れたと考えるべき合理的理由の存否は問題である。そうすれば、これらの地が被差別部落とされた経緯が問題にされなければならないであろう。

しかしながら、私はいまどのように考えるべきか判断する手がかりを持たない。ただ、天正11年に大阪築城のさい坐摩神社の地を遷したため、これに隷属した人びと—しかも渡辺の津の北岸に住居していたという人びとを分散させたという従来の理解には、なお検討すべきものがあると留保をしておきたい。

役人村の歴史においてまた重要なことは、天正のころ散在していた被差別部落が、ある時点で1か所に集められたという事実である。「旧記」は「一、慶長年中、大阪船場渡辺博労ヨリ南方ニテ六ケ所ニ住セシモノ相集リテ一村落トナリ、渡辺村ト云フ、一、同年中、村ノ内、北ノ町河内屋 吉兵衛宅ノ内百六拾坪ヲ以テ道場地トス、是即当今ノ徳浄寺ノ始源ナリ」と伝えている。中西義雄氏は、「明治十二年調大阪市南区寺院明細帳」に「慶長四己亥年、開基智観ナルモノ本願寺第十二准如法主ノ直弟トナリ、府下南渡辺筋ニ建立ス」(10)とあるのを引き、「この文献が事実とすれば、慶長四年前に、現在の南渡辺町坐摩神社の附近に集結したことになる。なお、正宣寺は、みぎの『明細帳』によれば、慶長八年に建立されている。この集結時期は、史料不足のため断定できないが、大坂におけるエタ制度の成立した時点と、みるべきではなかろうか。」としておられる(11)。

「役人村文書」は、「其後、慶長年中、断罪御用相勤罷在、則年寄共苗字・帯刀・三人扶持御免被為在、御太切ニ相勤来候」といい、また同書の別の箇所には元禄11（1698）年に大阪川筋普請について目付として米倉丹後守が来阪のおり、「役人村来歴」について尋問があり、「同年九月十四日、松平玄番(蕃)頭様御奉行所へ 年暦九十余ケ年之書附差上候処、云々」と 記している。元禄11年から、かりに95年以前とすれば慶長8（1603）年になる。このころが、断罪御用を内容とする役人村としての成立ということになり、中西氏の所説は当を得ているであろう。いうまでもなく当時は豊臣氏の支配であった。

「旧記」によれば、「徳川氏ノ始メ即チ元和ノ頃ニハ道頓堀幸町裏側ニ所替ヲ命セラル、此後断罪ノ御用ヲ命セラル、同五年劓刑ノ刑ヲ施行アリシ時村方ノ人足不足セルニ付、市中職下リノ者（按スルニ非人ノ類ナラン）ヲ手先ニ使

フコトヲ許サル、当時ノ町奉行ハ水野河内守殿ナリ」（水野河内守信古は、元和5年2月から寛永9年12月まで在任）とし、『西成郡史』もまた「元和年中道頓堀幸町の裏手に当る所へ替地を命ぜられしは事実にして、云々」としている。ところが「役人村由来書」は「元和年中之頃、前段右五ケ所之もの、道頓堀川下幸町壱丁目、弐丁目裏尻難波領へ所替被為仰付、一村ニ而住居罷在候地面七千五百五十坪、云々」として、元和年中に市中に散在していた者が集められたように伝えている。とすれば、先の慶長年中に一村になったとする記録は謬りであるのか、あるいは慶長年中には不徹底で、なお市中の各地には残留する人たちがあったということであろうか。このあたりのことは史料に整合性がなく詳かにし難い。

元和元（1615）年、大坂夏の陣で豊臣氏滅亡のあと、松平忠明が大坂城主となった。彼はいくつかの重要な運河を開通させ、寺院墓地の統廃合など市街地の整理を行ない、市中支配の組織を整備した。元和5年、忠明は大和郡山に転封され、以後大坂は幕府の直轄地となった。元和年中に幸町近辺に移されたというのが、忠明のであったか幕府の直轄地となってから数年のことであったかは確かめ難いが、忠明の事積からみて、彼が行なった大坂市街地整理の一環と考えてよいであろう。以後の経過はかんたんに触れておこう。

寛永11（1634）年閏7月、将軍家光は上洛のさい大坂に下向したが、三郷の町人たちは今市に、役人村の年寄たちは東成郡野江堤に礼拝に出むいた。村方からは草履と半綱を献上した。後ほど年寄たちは召出され、往古のとおり断罪御用を命ぜられ、年寄たちは先例のとおり苗字・帯刀・三人扶持を免許された。家光は大坂三郷の地子銀を免除したが、天満組に属する役人村7,550坪も免租とした。同地は人口の増加からせまくなり、明暦2（1656）年に願い出て5,680坪を増地されたが、これは有租地であった。これまでの八軒町、北之町、中之町、南之町の4町に拾軒町と新屋敷町を加えて6町となった。

元禄11（1698）年、この下難波の地は川筋普請のため御用地とされることになった。「旧記」は、この時当村の者が御用金を拒絶したという口碑を伝えている。10月22日に、替地として示されたのは京街道沿いの東成郡野江村であった。『大阪府全志』は、このさい「引坪料官銀五貫参百目」を下附された、と記している。しかし当時の野江は「水流縦横ニシテ一朝霖雨ニ際セハ水底ニ没

シ居住ニ耐サリシ」（「旧記」）ところであった。そこで同年さらに嘆願を重ねたところ西成郡七反嶋上人川畔の地を与えられた。『大阪府全志』は、このとき「引坪料官銀弐貫目」を下附されたという。しかしここも水所で不便であった[12]。再度嘆願の結果、元禄14（1701）年、木津村新田堂面に古来のとおり13,230坪の替地と引料銀7貫300匁を与えられた。このとき幸町の旧地にはまだ住居が残っていたが、宝永3（1706）年までに家々の普請も終り移転を完了した。

(2) 役人村の職掌

さて、役人村とよばれた渡辺村の職掌をたしかめておこう。

安永3（1774）年に役人村年寄喜左衛門・次兵衛が連名で役所に提出した文書には「私共相勤候御役儀」としてつぎのように列挙している[13]。

一、御城御太鼓張替

一、御城御堀浮者取片付

一、御城馬場之内行倒死取片付

一、天満御勘定御屋敷近辺行倒死取片付

一、高津御蔵・難波御蔵入堀行倒死取片付

一、牢屋敷ニ而御仕置者一件并火罪・磔（磔）罪・御肆者・他国他所へ御遣し被為遊候御仕置者并相対死・牢死・小屋死取片付

安永5（1776）年、讃岐屋仁兵衛・豊後屋喜左衛門連名で役所に出した文書[14]には、上記6か条に加えて

一、大阪三郷出火之砌、火消人足差出候

の1項を加えている。

『西成郡史』には以下の記載がある[15]。

天明八（1779）年正月村内申合せ役人足の事定まれり。役人足とは公役に使役せらるる本村人に限る人足の事にして ㈠毎月八・十七・廿四・晦日の四回に牢屋敷掃除 ㈡毎年四・五・七・九月の四回に月正島葭刈 ㈢行倒れ人の節人足小頭共四人 ㈣相対死人の節人足六人、但役人添ふ事 ㈤牢死人の節一人につき人足二人、但二人の時は人足三人とす、等の諸役是なり。（中略）蓋し役人足の事は古くよりありしなるべけれど、村内に於て其負担を定めしは、恐らくは此時より始まりしなるべし。

役人村文書には「御用役夫帳」の享保20（1735）年付前書が収録されている[16]。これは役人足の心得ともいうべきものであった。

掟書之事

一、御用有之出候節は、従御奉行様被為仰出候義ハ不及申、御用掛り御役人様御意之趣、急度相守、御役儀無疎略相勤可申事

一、火罪之もの有之節、薪焼残り有之候とも、隠取申間敷候事

一、御仕置之もの三郷町中引廻し被為仰付候節、出役之もの共、権柄成義決而仕間敷、若見物人之内ゟ悪口申もの、其外無礼成義有之候とも、口論・打擲仕間敷候事

一、御仕置罪人御引渡之節、道筋ニ而食物相届候とも、少しも聞入申間敷、万一御公儀様ゟ御意有之候は、如何様とも可仕ル、若左様之儀有之、食物余り候共、決而賜申間敷事

一、獄門其外諸事肆之もの有之、昼夜番相勤候節、見物人之内ゟ悪口申候とも、返言仕間敷候事

一、牢御屋敷ニ而御仕置有之節、死骸役舟へ積込、月生嶋埋候ニ付、川筋ニ而御用舟へ慮外成義ハ不及申、諸船へ不礼等、口論仕間敷候事

一、御用有之出役仕候節、鋤・鍬・鋸等其外入用之道具類、年寄中ゟ請取、御役義仕舞次第相改、年寄へ返納いたし可申候事

一、御城御堀身投之もの有之出役仕候而、請事相改、雑物受取、御役人様へ御断可申上候、若隠置、掠取候は如何様とも可為越度事

一、肆之もの其外引廻し御仕置之節、両御番所ニ而御道具請取候とも、随分御太切ニ可仕候、并に科人（如）何様之義相届候とも、役之もの自分の斗不仕、届之趣早速年寄へ為相知可申事

享保二十卯年

東西御奉行

松平日向守様

稲垣淡路守様

相対死引拾之上、三日肆之間、遠近（見）之番被為仰付、死骸奪取不申様入念相勤可申事

一、出役仕候而帰路之砌、往来人ニ同道致間敷候、尚又、猥ケ間敷義無之様、

罷帰り次第早速年寄方へ相断可申事

一、死罪人他国他所へ御引渡被為仰付出役いたし、海陸往来ニ而猥ケ間敷義、決而仕間敷事、御法度之義ハ不及申、年寄中ゟ被申付候趣相守、少しも無礼成義、決而仕間敷候事

右之条々被仰付之趣承知仕、堅相守、諸事厳重ニ無滞相勤可申候、依之御役御用之節に印形仕候、如件

これらの史料から、安永年間ころまでに、渡辺村の村民が課せられた役務を整理するとこうなる。

1　刑の執行

仕置者の市中引廻し、晒の番

牢屋敷での仕置、ほか磔・火罪の執行

他国・他所への仕置者の護送

2　雑役

牢屋敷・刑場の掃除

相対死(心中)、牢死、小屋死者の取片付

御城御堀の水死人の始末

御城馬場、天満御勘定所附近、高津・難波蔵入堀の行倒人の取片付け

3　大坂三郷出火のさいの火消人足

4　御城御太鼓の張替

諸職掌のうち、火消人足が加わるのは享保9（1724）年以降である。同年春3月の、空前の大火いわゆる「妙智焼け」の折、渡辺村の人足はめざましい働きをした。鎮火後、村年寄は呼び出されてその功を賞され、今後何方にても出火の節は早速かけつけ働くよう命ぜられ、寛政2（1790）年改めて火消人足御用を仰せつかった（「役人村由来書)。

火消人足以外の職掌が役人村に課せられた経過は、いま詳かにすることができない。さきに述べてきた沿革からみれば、渡辺村のばあい断罪御用が主であったようである。江戸時代を通じて、刑法の基本的な考え方は、当時のことばで見懲といった。つまり罪の応報としての刑罰をきびしくし、これを知らせ恐れさせることによって犯罪の後発を防ごうというのである。公事方御定書が規定する死刑には、犯罪によって、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、下手人

に分れたが、罪によっては引廻や晒(大坂の文書では肆と書いている)が付加された[17]。引廻や晒には科書の捨札がつけられ、犯した罪と仕置を周知させる方法がとられた。主殺・親殺・関所破などの重科には、当人が死亡していても死骸を塩詰としておき磔にかけた。役人村文書には、相対死引捨の番心得に関する記録がある[18]。稲垣淡路守が大坂東町奉行のとき（享保14年から元文5年まで在職)、役人村年寄は呼出されて相対死引捨遠見の番を命じられたが、心得として親類の者で死骸を盗み取る者があればとらえ、「死骸之儀は犬喰候共、又ハ見物之者共如何様に致シ見候共御構無之候」といい、とにかく見苦しくさらすのが御仕置であるといわれた。役人足の心得を記した前掲の掟書のなかに、仕置者三郷引廻のときや、獄門そのほか肆者の昼夜番中に見物人から悪口申す者があっても口ごたえをしたり、手を出してはならぬとの箇条がある。むろん、これらの役目は義務として負わされたことであったが、目のあたりに見る残酷な刑の執行者は直接憎悪の目で見られる結果となったのである。

こうして、渡辺村の村民は制度として権力側の支配の末端にくりこまれ、一般民衆と対立する位置におかれ、嫌悪されることになる。

大坂役人村の職掌を京都の穢多村が課せられた職掌と比較すると若干の相違が目につく。京都5か村の年寄が宝永6（1709）年9月に奉行所に提出した口上書には[19]、牢屋外番のことがみえる。ところが大坂では、牢番は罪人を出した町々から罪人1人につき牢番1人の割で出させていたが、元和8（1622）年伏見の制に倣い市中の床髪結を牢番にあてることになった[20]。また、京都では享保2（1717）年5月、西奉行所の命により、天部村・六条村の年寄が「古来より相勤候御公役諸式」を提出したが、そのなかに「洛中洛外悪党者徘徊仕候節、人足召連罷出、捕御届ケ申候事、并四条川原涼場所、諸社之御神事、諸寺之法会開帳、諸芝居、人多集リ候所へ、人足召連罷出、悪党者御座候へハ捕候而御届ケ申上候事」[21] とある。この廻りは宝永5年4月に仰せつけられたという。警察的権限が附与されたのである。大坂役人村のばあいは警察的権限はなく、これは非人長吏の職掌であった[22]。京都の穢多村は、勧進能・勧進相撲・諸芝居などの興行のさい、櫓銭と称して、その収益の1割を請取ることを許されていた[23]。この櫓銭をめぐって興行主との間に争論がしばしば繰返された。元文3(1738)年正月、寺町革堂で子供芝居が興行されたとき、

川崎村年寄から櫓銭のことを願人に何度も申入れたが、とやかくいって渡さないので西奉行所に訴えた。このとき天部・六条・川崎3村の年寄が役所に差出した書付のなかに、「古来より櫓銭請取、東西御仕置者御座候時分、并に牢屋敷内外のそうし御用の時分、持参仕候御用に遣候鍬、くわ(衍)、かま、ほうき、鋸、槌、兼て拵置候、云々」と述べている[24]。享保元（1716）年にも蓮台野村年寄から同主旨のことが述べられていた[25]。櫓銭は断罪御用等の費用にあてられたのである。しかし、大坂ではこのような慣例はないし、役人村が御用に使用する諸道具は、役人村年寄から役所に願出て下附されている[26]。

他方、京都にはなくて大坂役人村に見える御用は「御城御太鼓張替」である。江戸時代の京都では、中世以来の伝統で皮剝と皮細工が分離し、革細工を行なう革師は差別されることなく市中に住んだ[27]。しかし、大坂ではこのような分離はなく、革の細工も渡辺村の独占するところであったし、役人村としては御城の太鼓御用をうけもつことは、権力との結びつきとして誇示するところであったのであろう。

(3) 役人村の支配

渡辺村は、既述のように、御用を勤め、村の規模において近郊の被差別部落とくらべると群をぬいて大きかった。私の関心のひとつは、近世の大阪の穢多支配における渡辺村の位置、大阪周辺の被差別部落とのかかわり方をたしかめたいことにあった。

東国では、弾左衛門が関八州（日光神領、喜連川領および常陸国の中の水戸領を除く）のほか、伊豆国の全部および、陸奥、甲州、駿州のごく一部の穢多を支配した。弾左衛門の配下には、各地に小頭がおり、その管轄下の穢多を支配したが、この小頭は百姓方でいえば、名主にあたるもので、一般の穢多は小前百姓に当るものとされた[28]。

京都では[29]、寛永元（1624）年、京都所司代板倉重宗によって穢多頭が創設され下村氏がこれに当った。京都の下村氏は江戸の弾氏と対比され、下村氏は山城、江州、摂州の穢多を支配した。下村氏の最大の任務とするところは二条城内の掃除役であったが、記録によると、3代下村文六が賦課した二条城内掃除人足は山城、近江、摂津40か村（この40か村は京都5か村年寄の触下であった)、計3,724人であり、そのなかには摂津13か村40人を含んでいる。摂津国

の13か村とは、嶋上郡広瀬村、梶折村、高槻村、東富田村、嶋下郡水野村、鳥飼村、西富田村、岸部村、宿河原村、吹田村能勢郡下田村、余野村、木津下村であり、川辺郡阿古村、夕田村、高平村、六瀬村の4か村は木津下村から歩役支配をうけた(30)。下村氏は、宝永5(1708)年、三代文六の死去を以て断絶した。その後、京都穢多村5(6)か村の支配は、天部村5人、六条村3人、川崎村1人の年寄の合議制によって行なわれた。しかし、川崎村は小村であったためか、牢屋外番役の歩代銀の配分も天部・六条両村年寄の立会で行なわれ、奉行所からの重要な指令や下問は何れも両村年寄宛に発せられた。正徳2(1712)年、備後国で穢多と茶筅の間で争論のあったとき福山の2名が「穢多の水上京都」に登り裁決を求めているが、こうして京都の穢多村年寄は他国の穢多村の相論等にも関与している。

さて、大坂のばあいはどうであったか。『摂津役人村文書』にはつぎの文書が収められている。少々長文になるが、重要な文書と考えるから、まず引用しておく(31)。

乍恐書付を以御願奉申上候

役人村年寄

豊後屋喜左衛門

讃岐屋　治兵衛

一、私共寛永年中ゟ代々年寄役相勤罷在、是以御上様之御慈悲と朝夕如何斗難有奉存候、然ル処、近国近在之穢多村之内ニ不埒成者共御吟味之上、私共村方へ御引渡被為遊、村方へ連帰リ、村法仕置ニ可取斗旨被為仰付、奉畏連帰リ候而村内ニ差置、猶村内之外へ立出申間敷旨急度申付差置、是を村法と取斗候得共、此儀も何之取締無之様ニ被存、此段歎ケ敷奉存候、勿論村法之儀も、前々ゟ村方ニ而不埒成者共御座候節、人別除キ、村方立去セ候儀を、先々年寄共ゟ村法と取斗仕候処、三ケ年以前、村内ニ口論之出入有之候処、人別除キ立さらせ候儀御吟味之上、私共村法ニ人別除ケ立さらせ候而ハ、平人之交りいたし候哉、此段紛敷由被為仰付、右村法取斗其節ゟ相止メ、只今ニ而ハ村法と申儀一向無御座候、然処、右御上様ゟ御引渡之者共、日数重り候得は我侭仕、政道難相成、此段歎ケ敷奉存候、猶私共村内ニも不埒成者御座候而も、相定候村法無御座候ニ付、可取斗様も無

之、此段も歎ケ敷奉存候、御上様之御威光を以、此段、摂・河両国之穢多村、私共触下ニ被為仰付被下候ハ、右穢多村之内ニ私共村方ゟ不自由成穢多村御座候、右不埒成者共御吟味之上私共御引渡被為遊候者、并ニ私共村方之者共之内ニも不埒成者共御座候節ハ、右両国之不自由成穢多村へ遣シ申度奉存候、右不自由成穢多村へ遣し難渋為致候得は、自然と心底も相改り可申と奉存候、御慈悲之上御上様之御威光を以、摂・河両国之穢多村私共触下ニ被為仰付被下候ハヽ、生々世々難有奉存候、以上

明和七年(1770)

年寄　喜左衛門

同　　仁兵衛

御当番様

この書付を差出したけれども、願は不急のことのようであるから、村方五人組の奥印ある書面で御用日にあらためて願い出るようにとさし戻された。その後どうなったのかは記されていない。役人村文書は、ついで安政3（1774）年の経過を要用帳から書き出している。同年3月19日、年寄が牢屋敷に呼出され、村法について尋問があったので、以下の返答書を差出した。

乍恐書付を以奉申上候

役人村年寄

豊後屋喜左衛門

讃岐屋　治兵衛

一、昨十九日、私共被為御召成、近国近在ニ不埒之者有之候而、御吟味之上御上様ゟ私共へ御引渡被為遊候もの有之候は、村方へ連帰り候間、如何取斗差置候哉と御尋ニ御座候

此段御上様ゟ御引渡被為遊者有之候節は、村方へ連帰候得共、相定り候村法と申儀無之、 糺明之為致方無 御座候ニ付、 村内ニ 差置候迄ニ御座候、併私用有之候而も自由不相成様、居村之外へ立出申間敷旨、堅申付差置候義ニ御座候、尤村方へ、支配之者共之内、不埒有之候ハヽ、先年ゟ村方人別相除キ追払候と糺明為致候議を村法と相定候処、凡六七年以前、曲淵甲斐守様御時、右躰之取斗候者、村方へ立帰リ口論仕、手□(紙)ヲ負イ候ニ付、右之段御訴奉申上、御吟味之上、右躰ニ取斗候議不埒ニ被

思召、御叱リニ逢、其節ゟ相止罷在、只今ニ而ハ一向村法無御座候ニ付、村法御定メ被為成下度御願可申上奉存罷在候砌ニ、昨日御尋被為成下候儀ニ御座候、村法無御座候而ハ歎ケ敷奉存候、村法之儀は別紙を以御願可申上候、右御尋ニ付乍恐書付を以奉申上候、以上

安永三年午三月廿日

年寄　喜左衛門

同　　治兵衛

盗賊御吟味方

御役所様

乍恐書付を以御願奉申上候

役人村年寄

豊後屋喜左衛門

讃岐屋　治兵衛

一、他国他所并ニ村方之もの共不埒之儀有之、御吟味之上御上様ゟ私共へ御引渡被為遊候節、其者之罪相応ニ重キ者ハ髪ざん切ニ仕、村内ニ差置、并ニ手金ヲ打、糺明為致、又ハ軽キ者ハ押込置候ヲ村法ニ相定申度奉願上候、御慈悲之上御聞届被為成下候ハヽ、広大之御慈悲難有可奉存候、以上

安永三年午三月廿日

年寄　喜左衛門

同　　治兵衛

盗賊御吟味方

御役所様

差出した書付2通のうち、前者の村法に関する返答書は受納されたが、後者の願の方は月番の奉行所に提出するようにと差し戻された。

以上、ことの内容は明らかであるから蛇足を加えることはひかえる。

穢多・非人の犯罪については「穢多非人等不届有之、追放以下之御仕置ニ当リ候得ば、其所之穢多頭え引渡、相当之仕置申付候様御申渡被成候事」が定法であった。安永2（1773）年、大坂西町奉行神谷大和守は勘定奉行安藤弾正少弼からの相談に対し、上記のごとく述べたうえで、中国筋御代官所の穢多非人に不届があり、その地に穢多頭・非人頭のないときは、穢多は当表（＝大坂）

穢多年寄に、非人は長吏へ引渡し相当の仕置を申付るものとしている。これは「都而当表ニ而は、穢多と非人とは相分有之、非人之支配穢多ゟは不致候、非人共ニ不届有之節は、御代官え申達候上、長吏共え引渡、相当之仕置申付候様申渡候儀、前々ゟ仕来ニ御座候」というためであった(32)。現に「御仕置例類集」を見ると、安永7年、播州加東郡浮坂皮多（註、これはさきにいう中国の皮多である）伊兵衛は大阪の役人村年寄に引渡されている(33)。

ところで先の役人村文書所掲、安永3年3月20日に年寄が村法の制定を願出た件については「諸御用秘鑑」に関連する記述がある(54)。

一、都而穢多御仕置之儀、役人村年寄え引渡候而は、於右村咎も無之由、年寄共申立候、左候而は御仕置被仰付候詮も無之道理ニ付、安永三午年、於穢多村ニ石打有之咎伺候節、右之段朱書を以申上候処、右伺書えは是迄之通、穢多村え引渡、相当之仕置申付候様、御差図有之、猶又右ニ付別紙を以、被仰渡候趣有之ニ付、左ニ記、

致婚礼候と心得石打あばれ候一件

摂州西成郡穢多村新屋敷町

百日手鎖　　河内屋七郎兵衛

右同村拾軒町

五十日宛手鎖　　備後惣右衛門

外六人

朱書

右之者共儀、穢多之身分ニ付、穢多頭え引渡、相応之咎申付候様可申付者と奉存候得共、先規ゟ当表に穢多頭と申者無之、穢多村年寄役相勤候者両人有之候得共、御役所より引渡ニ成候者取計方定リ候村法無之、是迄引渡候者共も、村方之外致徘徊間敷旨申付候迄ニ而、咎申付候程之取計仕候儀無之旨、年寄共申之候、然ル処、右村え引渡候而は、御仕置無之道理ニ相当リ、其上軽キ者共之、軽く相済候事之様存候而は、如何之儀と奉存候間、貫紙下札之通相伺申候

右は穢多村年寄え引渡、相応之咎可申付旨可被申渡旨、伺書ニ致附札候、右咎之儀は、書面之日数手鎖可申付当リ之者ニ候間、穢多村年寄方ニ而、其通ニ可申付候、尤手鎖無之候はゞ縄手鎖ニ而不苦候、勿論封印いたし七郎兵衛は隔日、其外は五日目毎ニ封印相改候様可致事

こうして引渡された者に対する村内での所置についてきまるところがあったが、ここで私が注意したいのは、文中「当表に穢多頭と申者無之、穢多村年寄役相勤候者両人云々」とある箇所である。穢多頭と穢多村年寄の相違は、後者の支配が村内にとどまる点にあったようである。明和7年の役人村年寄の願は、摂河両国の穢多村を役人村の触下とされたいということにあったが、結局その希望は容れられなかったようである。

役人村は、行政上は、近国近在の穢多村に対する支配権は認められなかったものの、その経済力からは近郊の部落に対し影響力をもっていたもののようである。次掲の文書[35]は他に手がかりがなく事情は確め得ない。文中「婦人一義」の語はいかにも解せないが、とにく近郊3か村の穢多争論に役人村岸部屋平兵衛が仲介に立ち事をおさめ、願下を申し出た文書である。私的な調停であろうが、役人村を背景として発言の重さを否定することはできないであろう。

乍恐以書附願下ケ奉申上候

一、大久保加賀守殿領分城蓮寺村皮多伊三郎ゟ相願候由ニ而、北条相模守殿領分枯木村支配皮多弥蔵、同加賀守殿領分杉本村支配皮多政右衛門、右之者共、婦人(ママ)一義ニ付、右参ケ村皮多共及争論候ニ付、御検使奉願上候処、役人村岸部屋平兵衛と申もの、双方え取扱いたし、何分下済為致度段申出、任其意ニ候処、右穢多共一同ニ対談行届、無申分和済相整候ニ付、此段願下ケ仕度候間、何卒御聞済被為成下候ハヽ一同難有仕合ニ奉存候、以上

弘化弐巳(1845)年正月廿七日

北条相模守殿領分
枯木村庄屋
平右衛門
同　年寄
八兵衛
大久保加賀守殿領分
城蓮寺村庄屋
休右衛門
同　年寄
重右衛門

同　領分

杉本村庄屋

林造

北条相模守様御内

松川官右衛門殿

このほかにも、杉本新田の人が近くの被差別部落の人大勢から打擲された傷害事件にやはり岸部屋平兵衛が仲に立って和解させている文書があり、このような調停は慣例のようにみえる。

Ⅱ　大阪市南部の被差別部落

旧渡辺村以外の現在の大阪市内の被差別部落のなかで、その成立の経過を比較的明らかにし得るのは大和川沿いの2地区である。いずれも大和川のつけかえ工事と関係があった。

いま大阪市と堺市の境界となり大阪湾に注ぐ大和川は、もと奈良盆地から大阪平野に入ると石川を合流して北上し、玉櫛川と久宝寺川に分れるが、大阪城の東を流れて淀川に合流していた。長い年月に川床は土砂で高くなり、大雨があれば溢れた水はひかず、流域の住民は難渋していた。この大和川の流れを、石川の合流点から西に流し大阪湾に直流させるという計画がたてられた。経過には曲折があったが、とにかく宝永元(1704)年に、この川違工事が完成した。その結果、いろいろな変化がおこった。旧大和川流域の住民は水難から免れたし、大和川の旧川敷にはやがて広大な新田が開発されることになった。他方、新大和川の開鑿のためにかなりの田畑が潰れた。また新大和川北岸の村々は、以前は狭山池にはじまり北流する東除川・西除川によって田方用水を得ていたが、これらは新大和川に中断されることになり、皮肉なことに傍らに大きい川が出来たため水に不自由することになった。杉本村のあたりでは大和川の水位は田畑より5間も低かった。

矢田地区の歴史については、昭和36年に関順也氏「都市近郊部落の生成と展開」と題する論文を発表され[36]、これは昭和38年に大阪府同和問題研究会刊『矢田部落調査報告』に収録された。その後、矢田部落史研究会から『矢田部落の歴史をみんなの手で明らかにしよう』と題する小冊誌が続けて3冊（昭

和47年、48年、49年）刊行された。第1冊は起源を扱い、第2冊は『江戸時代の身分制度への抵抗―矢田部落の場合』と題して村民の逃散をとりあげ、第3冊は『明治大正の矢田部落』と題して行政の推移、税、寺もの事件がとりあげられている。さらに1978年3月の日付で矢田同和教育推進協議会から『矢田部落の歴史』が刊行された。当地は江戸時代には中河内郡城蓮寺村の属邑であった。城蓮寺の村名は、和田和泉守の家臣城蓮寺左衛門安明なる者が元中年間に本地に来りて居を占めたことによるという[37]。近年『松原市史』の史料篇が続けて刊行され、そのなかに城蓮寺村の文書が収録されている。以下、これらの文献を参照しながら矢田地区の歴史について述べる。

丹北郡城蓮寺村の田畑は、延宝6（1678）年の検地で村高約470石であったが、新大和川普請のため川床御用地として311石を失い、その代償としては新大和川以北の旧西除川の川敷を与えられた。大和川のつけ替後の正徳2（1712）年の城蓮寺村免定をみると、村高は254石となっている。これは川床御用地として失った残り159石と代替地冨田新田94石余を合せた石高である。

『松原市史・史料編』には「文禄三（1594）年十一月十五日、河内国丹北郡冨田之内城蓮寺村御検地帳」[38]が収録されている。ここには与三郎・孫七以下「かハた」もしくは「かわた」と肩書のある名が9人見える。散在する田畠を試みに合計してみると、最も多い者は源五郎の5反5畝2歩、7石3斗3升1合、最も少い者は弥五郎の2斗5升4合、9人の合計は27石5斗9升1合で平均すれば3石6升6合となる。因みにこの検地帳では城蓮寺村の田畠は総計466石5斗3合である。

これら9名は、少なくとも全員が城蓮寺村の村民ではなかったようである。年代不詳後欠の「乍恐書付以御願申上候」と題する文書[39]に、

> 穢多村之儀、御新田場へ罷出申ニ付、城蓮寺村ゟ支配仕候様ニ被為仰付被下難有奉存候、（中略）元来穢多村之儀、新川出来候迄ハ城蓮寺村領分□米三拾弐三石 程之出作ニ 而御座候故、 森本惣兵衛様之御支配迄は 城蓮寺村、枯木村二ケ村之割札御座候（下略）

とあり、また年代不詳の「城蓮寺村記録・乾」には以下の記載がある。

弐町八反弐畝廿八歩	穢多持御代地并枯木領国役堤枯木御代地入宮本 両屋敷床西瓜破同断共今川ノ下

是ハ往古穢多共枯木村領在之所、川違ニ付、居屋敷迄川床へ入候ニ付、当村へ被下置候御代地之内へ屋敷床被遣引越申候ニ付、枯木領持地穢多分引続へ御代地被遣候 分并堤両側屋敷とも、且又宮ノ西 枯木村へ 被遣候御代地、今川ノ下西瓜破へ被遣候御代地、右二ケ村少々之義故、当村支配被相頼、仍之町歩一縄ニ城蓮寺村へ御渡被遊候

これらの史料から、大和川つけ替前後の変動の子細をあとづけることは困難であるが、あえて整理してみれば以下のようなことであろうか。文禄3年の検地帳で「かわた」と肩書された9名の持高合計は27石5斗9升1合になると思うが、増加したのかどうか、とにかく大和川普請の直前には32〜33石の土地があった。城蓮寺村に田畑を所持していた「かわた」は枯木村領の住民であったらしい(40)。ところが、この枯木村領穢多の居屋敷も新大和川の川床となった。前記のように、城蓮寺村は旧西除川の川床を与えられた。城蓮寺村属邑冨田新田である。居屋敷を失った枯木村領の穢多はこの冨田新田に代地を与えられ移された。元文元（1736）年城蓮寺村明細帳をみると

高七石三斗八升二合　　穢多高

高拾八石弐斗壱升弐合　御代地　冨田新田内所持仕候

とある。その合計25石5斗9升4合が冨田新田の持高である。そして7石3斗8升2合が城蓮寺村本村所持の田畑であろうか。冨田新田と城蓮寺村本村との間には幅100間の川がよこたわり、この間を渡船が往来した。

ただし、文禄3年検地帳に名の見える「かわた」が全て枯木村の住民であったのか、また枯木村の「かわた」は城蓮寺村への出作以外に田畑を所持していたかどうかは不明である。

もし、上記の推測が当っているとすれば、大和川のつけ替を機会に持高を減らされ、住居も生活条件の悪い旧川床に移されたのである。

冨田新田と呼ばれた旧西除川の川床が現在の矢田地区の始まりである。西除川は川床が高くなっており、砂石まじりの荒地で用水の便はなく、雨が数日なければ井戸水をはねつるべで汲み上げなければならなかった。

『松原市史』（第三巻）所収の「城蓮寺村明細帳」により冨田新田に住んだ被差別部落の人びとの変動をあげておこう。

元文元(1736)年8月 家数44(内高持28、水呑16) 人数206人(内男108人、女98人)

寛保三(1743)年6月	家数48(内高持32、水呑16)	人数236人(内男120人、女116人)
延享元(1744)年12月	家数47(内高持31、水呑16)	人数234人(内男119人、女114人、僧1人)
寛延二(1749)年7月	家数48(内高持33、水呑15)	人数228人(内男114人、女113人、僧1人)
明和8(1770)年正月	家数57	人数295人(内男143人、女152人)
天明7(1787)年3月	家数57(内高持22、水呑35)	
寛政13(1801)年2月	家数64(内高持53、水呑11)	人数305人(内男155人、女105人)
明治2(1866)年	家数97(内高持32、水呑65)	人数530人(内男262人、女268人)

元文元年の村明細帳によれば城蓮寺本村は高254石2斗7升1合、家数42軒（内水呑20軒）である。仮に254石を高持の軒数で割ると1戸あたり11.5石、被差別部落の高約26石を高持の戸数で割ると1戸あたり0.93石となる。被差別部落の高持の平均は本村の高持の10分の1に及ばない。本村の百姓は農業の余暇に、男は縄俵や木棉糸つむぎ、女は綿仕事に従事したが、新田の人びとは男女とも草履・雪踏の表つくりをし、「大坂へ雪踏直シニ通」（寛保3年明細帳）うの[41]が仕事であった。そのほか斃牛馬の処理、さらに博労に従事したことを伝える史料がある。

『矢田部落の歴史』には、被差別部落内の貧富の格差に関し、注目すべき分析をしている[42]。天保13（1842）年9月「通用停止被仰付員数書上帳」は幕府の貨幣改鋳にさいし新貨幣と交換を要する人数と金額を伝えている。これによると総額は城蓮寺村本村では寺をふくめ30人が壱朱銀48両と小玉銀51匁5分5厘で、被差別部落は寺をふくめ11人が壱朱銀70両2分3朱を所持していた。壱朱銀についてのみいえば、被差別部落が本村の1.5倍ちかくを所持していたことになる。1人当り（すなわち1軒当り）の平均は、本村が壱朱銀1.6両余と小玉銀10.2匁余、被差別部落は壱朱銀6.4両余になる。天保13年の戸数を伝える史料がないので、天保9年の史料によると、本村は49戸で被差別部落は73戸であった。これによって計算してみれば、本村では全村の約61%が、他方被差別部落では全戸数の15%が交換すべき旧貨をもっていたことになる。つまり本村と比較すると被差別部落の方が貧富の格差ははるかに大きかった。しかも、個人的にみれば1人は27両、他の1人は23両を所持し、2人の合計は被差別部落所持金額総計の約70%を所持しているのである。この2人のどちらの所持金額も本村城蓮寺村の最高所持者をはるかに上まわっている。このような事実は、被差別部落内の貧富の格差がいかに大きかったを示している。

同じく大和川の付替工事に関連して生れた杉本新田のばあいはこうである。以下、『依羅郷土史』、生瀬克己氏の研究、浅香の歴史をつくる会編『浅香の歴史と生活』①—浅香のおこり、②—老人たちの若いころ、の2冊など[43]を参照しながら述べることにする。

狭山池から北流した西除川の水は、いったん溜池に貯水され、杉本村の田畑用水とされていた。ところが西除川が新大和川の開鑿により中断されてしまったため、村は用水に不自由することになった。杉本村の田畑よりも5間も低地を流れる大和川から水を揚げるには、足踏の水車を15挺から25挺も連ねなければならなかった。村の経営はひどい打撃をうけた。時期はかなり下るが寛政4（1792）年2月24日付の「乍恐口上」によれば、かつて200石余の高持であった庄屋の作右衛門家は潰れ、120軒あった村の戸数はだんだん減じて80軒余になってしまったという。

大和川のつけ替から数年を経て、このように用水に不自由となった杉本村の地に新田の開発が始まった。宝永5（1708）年、代官万年長十郎が出した杉本新田開発請負人宛の免状によれば、高は9石8斗7升6合で、免（税率）は4分（4％）である。この開発請負人の名前や出身は詳かでない。8年を経て享保元年には高は15石6斗2升6合に増える。

こうして開かれた杉本新田に、近郊の被差別部落の人びとが許可を得て居住をはじめた。

年代は降るが安政2（1855）年2月、杉本新田の一同が本村の庄屋年寄宛に差出した一札に「私共儀、元来当新田へ引越候儀は、御本村御田地手余りニ付、一作ニ而も新作可致約定ニ御座候、此儀一同承知仕罷在候、云々」の文言がみえる。尤もこれは年代も降るので新田開発でなく、本村手余り地の耕作のため移住してきた人たちであるかもしれない。

杉本新田に被差別部落の人びとが居住を始めた年代については、これを伝える史料がある。すなわち、文化11（1814）年4月付の「当新田穢多開発道場起立由緒書」には

一　当新田濫觴者、享保六丑年、御代官久下(ママ)藤十郎様御支配所杉本村御領地当所ニ、新田開発致し居住渡世仕度候ニ付、摂・河之革多寄集、奉願上候処、蒙御免、新開致候、依之宗旨者西本願寺様門徒ニ而、左海聞蔵寺与力

門徒ニ相成申候

とあり、また同年正月付「道場願之写」におさめられた「乍恐奉願口上之覚」には

私共波(ママ)多之儀者、享保六丑年、百八ケ年前、摂河泉革多烏合仕、久保藤重郎様御支配所当杉本村御領地へ罷出、渡世仕度段奉願上候処、御聞届成被下、住居仕候（下略）

とある。前者は摂津・河内の革多といい、後者は摂津・河内・和泉の革多という。

ところが、『大阪府全志』は、その典拠は示していないが「本地はもと杉本村の属地にして、享保年間住吉村より両戸（氏名不詳）来住して田畑を開拓し、漸次人煙繁殖して遂に一部落を為し、杉本新田と称し来りしが、云々」と記している。『東成郡誌』にもまた同主旨の記載がある(43)。

杉本村の文書の調査を続けていた浅香の歴史をつくる会はつぎのような重要な文書の写しを新たに発見した。

一　札　之　事

一、此度私耕作為致杉本村領内新屋敷願請引越住宅仕百姓致候、依是杉本村領内不残、死牛馬其外何ニ而も、穢多徳分之筋外々迄も、古来之通、古里之支配紛無御座候、依去ニ我々共新屋敷地ニ候得は、右徳分之筋向後以後子孫ニ至迄、私村ニ差構無御座候、仍之為後證之證文如件

宝暦九年(1759)己卯閏七月八日

杉本村新田

勘四郎

住吉村(ママ)下住吉村

惣代

次郎右衛門

利兵衛

杉本村

徳右衛門

松右衛門

この証文が書かれた前後の事情は、他に史料がないので不詳であるが、この

文書はいくつかの重要な内容をもっている。

「住吉村下住吉村」とあるのが判然としないが、住吉村の被差別部落を意味し、これが宛先のように考えられる。そうだとすれば本文書の内容は以下のように理解できる。杉本村新田の勘四郎は、杉本村領内新田に入作していたが、この度引越して住居した。ところが、死牛馬そのほか穢多の徳分は、古来からの慣例で、古里の支配すなわち出身地の権利となっている。したがって杉本村領内の死牛馬そのほか全ての徳分は子孫にいたるまで当方にはない。

以上の理解が正しいとすれば、杉本新田は住吉村の被差別部落から分れたことになる。また被差別部落としての特権は出身の本村に属し出先にはないという一般原則があったことになる。このような原則は京都でも見られるようである。宝永7(1710)年8月、紙屋川端畠番野小屋の者が渡世のため町方に出て、せった直しをしていたが、「皮田役の年寄」がなく町稼に難儀した。そこで蓮台野村に頼んだが、蓮台野村は「当村は六条村の枝郷にて有之候間、頭村の六条村相頼申様に」といったというのである(45)。

さらに斃牛馬処理について関連する内容の文書も発見されたので掲げることにする。前掲の文書から100年後である。

為取替一札之事

一　其御新田喜八儀、当正月九日、御本郷杉本村林兵衛殿方ニ而、病ヒ牛買取候儀、如何敷、其段御訴奉申上候ニ付、双方本郷御役人衆中え御調被仰付候処、此度御利(ママ)解御取扱之上、向後当村之草場ニ而、死牛馬は勿論、弱或は病ヒ牛馬共買取間敷旨取締一札、右喜八并ニ御組頭奥書印形ヲ以御差入被下、慥ニ受取申候、然ル上は已来之処、其新田所持之飼牛馬死候得ハ此分而已は其新田ニ而取片付被成候、乍去外村之分其新田或は道筋通行之牛馬打倒候得は、古来之通、当村支配可致候、為後證一札仍而如件

安政五年戊午三月十八日

住吉村之内東村皮多
組頭　次郎右衛門㊞
次郎兵衛㊞
杉本村之内杉本新田
組頭　五兵衛殿

并新田衆中

事件は杉本新田の喜八が本村杉本村の病牛を買取ったことからおこった。結局、住吉村と杉本新田が和解して取り替した約束の内容はこうである。以後、杉本新田は住吉東村の草場（杉本村本村を含む）の死牛馬はもちろん病牛馬を決して買わない。杉本新田所持の飼牛馬が死んだときのみ、その処理権を認める。しかし他村の牛馬が杉本新田内で死んだとき、あるいは杉本新田の道を通行中たおれたばあいも住吉東村の権利とする。

通常、斃牛馬の処理権の帰属については慣例があった。享和3（1803）年正月、役人村年寄が遠国方役所の問に答えた口上書中に「……猶又、他領之牛馬ニ而も、途中ニ而急病死仕候節ハ、牛馬持主・死牛馬取主ニ不拘、其相果候場所を持候者取来り候儀ニ御座候」と述べている[46]。杉本新田は新田所持の飼牛馬がおそらくは新田内で死亡したときのみ、その処理権を認められたのである。このような杉本新田の極めて不利な条件は、前掲宝暦9年の文書によってのみ理解ができる。また同時にその内容も確かめられる。

被差別部落として杉本新田成立後、新田の高は享保12（1727）年には20石2斗7升9合になっている。杉本新田の家数がわかるのは文政元（1818）年で、この年24軒（内高持21軒、水呑3軒）であった。その後、天保8（1865）年には30軒（内高持17軒・水呑13軒）、安政3（1856）年には52軒（内高持17軒・水呑35軒）、慶応2（1866）年には家数63軒（内高持19軒、水呑44軒）、明治2（1869）年には軒数84軒（内高持16軒、水呑68軒）となっている。つまり高持の数にはあまり変化がなく無高の戸数が増加するのである。

杉本新田の人びとは、農業といっても小作や又作、雪踏表の仕事、飼牛による運送の手間賃稼、牛の売買を生活のたつきとした。その他、旱魃のときには本村の田畑に水揚のため水車を踏む賃仕事に従った。前記のように杉本村は高場で新大和川流水は御田地より5間余も下で、村には踏車が120挺余も備えられていた。安政3年の杉本村嘆願書には「大和川ゟ用水掻入之儀、居村百姓共は夫々昼夜井水汲取一条ニ相懸り寸暇無御座候ニ付、穢多共之内ニ而日ニ壱人前四百廿文ツヽ之賃銭ニ而為引請、踏車拾六七挺ゟ場所ニ寄廿五挺迄継立、稲作相養候」とあるが、この水車を踏むのが臨時の収入であった。

なお、浅香地区は今日、川と公共施設によって周囲から遮断された典型的な

都市部落となっている。川辺の荒地に定住させられたこと、傍に大阪市立大学や地下鉄車庫が建設されたのも地価の廉価であることと無関係ではないし、このような状況は積年の差別に由来するものであった。

住吉地区は住吉神社からさほど遠くはない。この地区の形成過程や成立時期については現在のところ知る手がかりはないようである。部落解放同盟住吉支部が創立20周年を記念して作成した『住吉部落の歴史』(47)はつぎのように述べている。大和川改修工事と関連して浅香や矢田部落などが形成されたが、住吉部落は大和川より2㎞も離れている熊野詣の街道である小栗街道（現、府道13号線）や高野道、紀州街道などの馬借、人夫等の仕事と考えても住吉部落の位置は離れすぎている。残るのは住吉神社との関係であるが、住吉神社の御文庫の記録資料の中にも部落に関する記述は一切みあたらない。

地区内に真宗西本願寺末の真願寺があるが、『大阪府全志』(48)によれば、「創立の年月詳ならず。中興智道は本地の人なり。大和2(1682)年本願寺寂如法主の直弟となりて再建せり。云々」とある。上記『住吉部落の歴史』には、真願寺の報恩講によみあげられる永代経の文句の第一の人名が「元禄年間、住吉に存往する清兵衛」となっているという。寺の過去帳は戦時中防空壕にいれてくさらしてしまったのでもはや内容をたしかめることはできないとのことである。さきに住吉村が杉本新田の「古里」であるとの史料を紹介したが、住吉地区の寺院の縁起等をあわせて、当地区が大和川のつけ替以前に成立していたことは推定される。

前記『住吉部落の歴史』は、明治5年に作成されたいわゆる壬申戸籍をもとにした職業の調査を示している。これによると被差別部落を除く住吉村の戸数は176で、職業別に多いものからあげると雑業が70戸（39.5%）、農業が53戸（30.1%）、商業が20戸（11.4%）、手工業を含む工業が14戸（8.0%）以下略となっている。これに対し、同様に数字をあげると、地区では全67戸のうち雑業が54戸（80.6%）、農業が9戸（13.4%）、残りは手工業・日雇が各1戸、その他2戸となっている。農業9戸の所有田畑は3反以下が3戸、5反以下が3戸、5反～7反が1戸、7反～1町が1戸、1町～1.5町が1戸である。1町以上の田畑を所有した2軒の家は兄弟で、明治の人たちは当主を「大夫」と呼んでいたと伝えている。地区内で文字の読めるのは寺の院主とこの2軒の家族

だけであったという[49a]。この両家は共に没落し、（古文書類を含めて）その資産はすべて人の手に渡り、不明になった。近世の住吉地区の状況を伝える資料は同地区には残されていないが、壬申戸籍の伝える職業等は明治以前の同地区の状態を推測させる。同地区の農業人口は大正7年の調査ではわずか1人を残すのみとなってしまったが、これは旧渡辺村を除く近郊の被差別部落のなかでも格段に少ない。

部落産業の大部分を占める雑業とは何であったのか。斃牛馬の処理もその一つであり、杉本村もその草場であったことは前掲の杉本村文書によって知られる。雪踏表の製造もそうであった。嘉永3（1850）年、雪踏表の原料となる竹の皮の価格が高騰したとき、大坂近郊17か村の被差別部落が連帯して大坂の竹皮問屋と交渉し、値段を下げさせることに成功した[49b]。このとき申合に名を連ねる村々のうち、現在大阪市内に属するのは、矢田部、杉本新田、住吉、平野であった。

平野郷は典型的な在郷町であった。その傍らに位置する被差別部落については、平野部落史研究会から『平野部落の歴史』と題する成果と『平野部落史関係資料集・祖先の闘いとくらし』が公刊されている[50]。以下、平野地区に関する敍述は全てこれによる。

平野地区の成立については不明のようである。寛文9（1669）年の文書が平野部落の存在を示す史料の初見という。甚だ難解な文書で、にわかにその意味を把握し難いが被差別部落の支配にかかわる史料で重要な意味をもつものと思うので、いささか長文であるが『平野部落史関係史料集』から引用しておく。

地下ト市ノ町ト出入の覚　川嗅ノ者儀ニ付申分有之

一、寛文九年酉ノ十月十二日ニ

末吉勘兵衛様当所へ御越被成、末吉八郎右衛門尉様京都ゟ御下リ被成、御両所御同道被成、御屋敷ニ御座候ニ付、内々ゟ地下ニ穢多之義、右之通ニ市ノ町ノ弁ニ成申様ニ御佗(詫)言可申上覚悟ノ通ニ、口上書ヲ以十月十二日之晩、年寄共致御目見え、右之口上書指上ケ申候、御両所様御立相被成、書付ヲ御内杉新兵衛殿御よミ、御両所様聞召被成、被仰出候者、地下ニは公儀之口まねをも申候処、下ゟ左様ノ事共申段、中々おこり者にて候ト被仰、さんさん御しかり被成、又年寄共モ中々ノ義ニ候、急度申渡シ可申ト

被仰、御しかり被成候、御手代衆太兵衛殿・新右衛門殿・治平衛殿・彦左衛門殿・十兵衛殿口上書ノ趣、慥ニ御聞被成候、右地下ニ而町衆悪口被申候通、口上にても御両所様へ慥ニ申候、八郎右衛門尉様被仰候者、市ノ町ノ者共御召出し被成、申分共御聞可被成ト被仰候処、宗久老罷出被申候者、私市ノ町ニエンシヤ共御座候間、何トソ扱可申ト被申候へは、八郎右衛門尉様被仰候ハ、いやいや扱なとゝ申義は一円無之候、其方異見せられ相済候へハ一段ニ候、扱なとゝ申事ニ而ハ中々無之候、其方返事次第ニ、急度可被仰付御意ニ而御座候、閏十月十六日ニ惣会所へ宗久老罷被出、宗久老異見ニ付アヤマリ申トノ義にて、向後は川原者共は市ノ町ニサバキ可申ト請相也、同十八日ニ旦那殿へ市ノ町衆召つれ、年寄中・宗久老御礼ニ大坂へ伺公申候、旦那殿・八郎右衛門尉殿一所ニ市ノ町衆へ被仰付候ハ、地下者御公儀ノ口まね仕候処、何角申事中々沙汰之限、ヲコリ者ニ而候、向後は馬場町ノ乞食共ノサバキニ、地下へ可仕候、九郎右衛門へ被仰候は、年寄ノ子にて有之トテヲコリ、左様之段中々曲事ト被仰御しかり被成候、勘兵衛殿若キ殿・手代共ニいわされ被申付候共、此八郎右衛門は勘兵衛之十四才ニ而後見、上様へ申上、勘兵衛殿へ御渡被成候得共、御淀(錠)ニ被仰候は、勘兵衛へ渡申候共、若キ勘兵衛ニ候間、内証は今迄ノ通、万事ニ付見及仕置候段、急度可仕トノ御淀(錠)ニ候、申分ニは此上は則八郎右衛門相手ニ候間、其ノ心得仕候へト被仰、殊之外御しかり被成候、市ノ町衆何共不申、赤面致居被申候、其後地下へも市ノ町ゟ断モ無之候、年寄中も同十九日夜半ニ大坂ゟ罷被帰、同廿日ノ晩花守処へ寄合、長井市左衛門殿へ一礼ニ、年寄六人同道ニ而参候、又宗久老へは、地下ノ新右衛門ヲ以一礼ニ指遣ス、今度は貴殿御異見、地下ニモ満足申候、何も何も懸御目可申達トノ新右衛門へ申渡、藤井庄左衛門殿酉ノ霜月六日ニ籠ニ而江戸へ下り被申候、地下ゟ久左衛門ヲイトマゴイニ遣ス、コンペイタウ三斤遣ス。

宝暦4（1754）年作成の古地図をみると、平野部落は平野郷をとりまく堀と平野川にはさまれた遊水地にあり、昭和20年まで、大雨があるとしばしば床下浸水にみまわれるという生活条件の悪い土地であった。平野地区の先祖が農業に従事していたことを示す史料は皆無であるという。確かめ得る仕事としては雪駄表の製造販売、斃牛馬の処理、そのほか平野川の水運関係の人夫として働

いていたことが推測される。

『平野部落の歴史』は、宝永5（1708）年から文久3（1863）年にいたる平野郷町と部落の人口の動態を表示している。これによると、平野郷町の人口は宝永5年に10,626人で、この年の人口指数を100にとると、以後確実に逓減して文久3年には指数75（7,948人）となる。他方部落の方は、同様に宝永5年を指数100(76人）にとれば、以後確実に逓増し、文久3年には指数333(253人）となる。両者の動きは顕著な対照を示している。

前掲資料集には文政10（1827）年、文政10（1827）年、文政11年、天保5（1834）年の「日録」と題する平野惣会所の役人の記録が含まれている。「日録」によると当地には平兵衛という皮多頭がおり、惣会所への願書や届は彼を通じて出され、町の惣代からの申渡もまた彼を通じて行なわれた。また小頭靏蔵、先小頭友七（あるいは小頭先友七と書かれる）の名が見えており、詳細は不明であるが、ある支配の組織があったことは伺われる。「皮多廻り之者」は警察的任務を帯びた者であったろうか。

弘化5（1848）年、皮多頭平兵衛家でとり行なわれた亡父三十三回忌の香奠帳には、更池の住人や称名寺、富田林の円光寺、飛鳥部落の正覚寺、安中部落の安楽寺、渡辺村の太鼓屋又兵衛ほかの名が見えるという(51)。こうした地区との間につながりがあったわけである。

Ⅲ　大阪市北部の被差別部落

神崎川の左岸に位置する加島は、古くは蟹島・加治島などと称され、対岸の神崎や上流の江口とともに平安時代から水駅として栄えた繁華の地であった。

当地区でも、「加島の歴史」にとりくむ会がつくられ、会合が重ねられ、すでにかなりの蓄積が謄写印刷されている。以下の記述もこれらの資料に負うところが大である。ただ、地区での努力にもかかわらず、残念ながら当地の近世の事情を伝えてくれる原史料は殆ど見つかっていない。これも今後の課題となるであろう。

太宰権師として都と太宰府の間を往還した大江匡房は「遊女記」によって蟹島の名を後世に伝えている。文に曰く(52)。「自山城国与渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、往返於山陽西海南海三道者、莫不遵此路、江河南北、邑々処

々、分流向河内国、謂之江口、蓋典薬寮味原厨・掃部寮大庭荘也、到摂津国、有神崎・蟹島等地、比門連戸、人家無絶、娼女成群、棹扁舟、着旅舶、以薦枕席、声遏溪雲、韻飄水風、経廻之人、莫不忘家、州蘆浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、蓋天下第一之楽地也、(下略)」水上交通の泊地たるのみならず、後世、中国街道は加島の地を経て渡で神崎にいたる交通の要衝であった[53]。

また加島は古くから鍛治で名が高い。延喜式には、宮内省鍛治司木工寮式に、「鍛治戸、左京十九烟、右京五十八烟、大和国一百二烟、山城国十烟、河内国四十六烟、摂津国五十八烟、伊賀国三烟、伊勢国三烟、近江国四十四烟、播磨国十六烟、紀伊国十三烟。右鍛治戸毎年当国計帳進官、官先下主計寮、全計損益然後下寮、即従十月一日至二月三十日、為番役使」と見える[54]。いま摂津58烟はどの地をいうのか不明であるが加島の地もこのなかに含まれていたであろうと推定されている。元禄11(1698)年成立の「摂陽群談」は[55]、加島の名物土産として加島犁の名をあげ、「所伝云、昔此所鍛治戸千軒の地、能兵家の具を作れり、銘尽等にも載之、後世退転して、漸農具を作る」という。「酒は灘、銭は加島」と称せられたが、元文3(1738)年から4年間、この地では品質の高い寛永通宝が鋳造された。「摂津名所図会大成」は「いにしへハ加島鍛治千軒とて、鍛治あまたありしとぞ、今ハ僅に一両軒のみあり、云々」と伝える[56]。この加島の鍛治と被差別部落の成立との間に何らかのかかわりがあったかどうかは不明である。

この地の被差別部落の成立に関しても事情は不明である。寺木伸明氏によれば、作成年代は不詳であるが、大和川のつけ替工事以前しかも渡辺村の現在地への移転前、したがって遅くとも1701年までに作成されたと推定される「摂津河内国絵図」(国立国会図書館蔵)には「加島ノ内皮多」との記載がみられるという[57]。

いまのところ、江戸時代の事情を伝える史料はわずかに同村の香具波志神社旧蔵の宝暦10(1760)年度の摂津国西成郡加嶋村明細帳のみである。同帳によれば、家数は21軒で、当村内で東西に離れて2か所に居住し、人数は120人、内男53人女67人であった。その持高については記載がない。ちなみに被差別部落を除く同村は惣竈数167軒で高持が111軒、人数は866人、内男413人女435人となっている。総高は1,200石余。同明細帳によると「耕作之外男共莚織仕候、

女は木綿織仕候」とある。摂陽群談、名物土産の部は、加島犁とならべて加島莚をあげ、「同所にて作り市店に出す、毎年臘月の式に用て餅莚とす、藁の穂先を打違て、中に織るを以って、中継莚とも云へり」という[58]。

部落の人びとの仕事については確かではないが、大正4・5・6年の調査にもとづく大阪府救済課の資料によると、全戸数の57%にあたる68戸が藁細工を生業としているから、古くからの部落産業であったことが考えられる。なお同資料によれば農業が15戸で全戸数の12.5%であった。地区は、この時点でも低湿の地で「降雨ノ時は泥濘脛ヲ没スルニ至ル」という不良の土地であった。

地区内に真宗西本願寺末の正恩寺がある。『大阪府全志』によれば「本地住人桝形弥右衛門の弟弥七、本願寺の顕如法主に帰依し、剃髪して正恩と法名し、元和3（1617）年3月15日有志の助力を得て創立せり、と伝ふれども、年月詳ならず、云々」という[59]。ただし『東淀川区史』は創建年月を元禄2（1689）年3月としている[60]。いま何れともたしかめ得ない。

神崎川と新淀川の間には、日之出、南方、飛鳥の3地区がある。

このうち、南方地区は現在位置に移ってからまだ100年にならない。同地区で多年歴史の調査に努力を傾注されてこられた老人会長嶋谷保三氏のお話によると事情はこうである。現南方地区の旧地は旧中津川の北岸にあった。伝聞によればもと南方から分村したという。淀川は治水上の難河とされており、推古朝9年から大正14年まで1325年の間に134回の洪水が記録され、およそ11年に1回の水害をおこしたという[61]。とくに明治18年の洪水は未曽有の大損害を与えた。そこで明治30年以降、大津石山での流水調節をはじめ、淀川の大改修工事が行なわれることになった。このため南方地区の旧地の一部9町7反8畝12歩が新淀川の川底に沈んだ。『大阪府全志』はかく記す[62]。

> ……或はいふ、もと南潟とも書し、又柴島南方とも称したることありと、字地に大塚といへるあり、摂津志村里の条に「南方属邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん、明治29年度より着手せられし淀川改修工事の為め、9町7反8畝12歩の地は買収せられて同川敷地となり、ついで同35年5月19日字大深・同井路口・同小別当の1町7反2畝16歩の地は復た大字川口に編入せられて本地を去る。……

嶋谷保三氏によると、旧地が水没することになって、一部分は淀川以南の当

時の大阪市内の各地に、そして大部分が現地区に集団で移住してきたという。いまでも、南方地区の人びとは川底となった旧名で呼ばれることがある。移住する以前の旧地の事情は全く不明である。

大正7年の大阪府の調査によれば、当地区の全戸数の48%にあたる戸数が、家族を含めれば55%の人口が農業関係の仕事によって生計をたてている。これは、同調査による現大阪市内の被差別部落のなかでは農家の比率が抜群に高い。尤も水田は泥田（どた）と呼ばれ、膝を没する深いもので、蓮池があり、排水の便の悪い湿地であったという。むろん現位置に移ってからのことであり、前記のように旧地での事情はわかっていない。

飛鳥地区および日之出地区については、両地区の人びとの非常な努力にもかかわらず、明治以前の事情を伝える記録や文書の類は、これまでのところ何も発見されていない。

飛鳥地区は、古く砂新田と俗称されたが、耕作に適さない砂地であったという。この地について『西成郡史』はこう伝えている[63]。

> 本部落の沿革に関しては、徳川時代に於ける旧記録は素より、其他の諸記録類に至るまで今は一も存するものなく、殆ど邈として詳かならず、然れども案ずるに、北中島村大字東宮原（現日之出地区）の部落と、其部民の住居せるに至りし年代とは略々之を同うせるならんと推測す、されば後世孰れか部民の一方よりして、分村をなせしものなるやも知るべからず。

同地区内は真宗西本願寺末の正覚寺がある。『大阪府全志』によれば[64]「開基正西は本地の農田中善兵衛の次男なり、延宝（1673～1680）年間本願寺寂如法主の直弟となり、有志の助力を得て創立せり」という。

なお、弘化5（1848）年3月8日、平野部落の万屋平兵衛の亡父三十三回忌の香奠帳[65]に当地の正覚寺の名が見えることはさきに述べた。このような遠隔の地の間にも日常的なつながりがあったことが知られる。

日之出地区内にある正徳寺について、『大阪府全志』はかくいう[66]。「般若山と号し、真宗西本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす、開基恵覚は延宝年間、本願寺寂如法主の直弟となりて当寺を創立し、宝暦8（1758）年4月5日失火のため焼失し、文政7（1824）年之を再興せり、云々」。ただし『西成郡史』は草創者の名を恵観としている[67]。日の出地区については手がかりがな

いので『西成郡史』の記事を引用しておく[68]。

古へ此部落を指して宮崎村と称したるは、蓋し中島惣社の存する所に接せるより出でし名なるべし、貞享2(1685)年3月5日同地の真宗正徳寺へ、其本山なる本願寺より付与せし三朝七高僧の画像軸物の裏書にも、宮崎村と書しありき。又此所は其以前禅林寺と云ひし崇禅寺の別坊とも見るべき一寺のありしより、地を称して禅林寺と云へり、禅林寺は一名西寺とも云ひしかば、之を直ちに地に移して西寺と呼べり、本大字は此の如く其名を種々に呼び做したるの外、尚又革多村の称呼もありき、恁くて何時の頃より地に民家あるを見るに至りしかは詳かならざれども、今より二百数十年前の延宝二(1674)年に正徳寺の設けられし事実あれば、其頃已に一村を成せしことを知るべしと雖も、徳川時代に於ける此部落の状態は、所謂五人組掟などの適用も又は人別調の事なども、全く行はれ居らざりしと云へば、今其沿革を詳かにすること能はず、

ここにいう五人組掟の適用も人別調も全く行なわれなかった、とは何を意味することであろうか。後考をまつ。

なお、この近辺の被差別部落については中島水道開鑿との関係を追究してみる必要があるのではなかろうか。淀川は土砂のために川床が次第に高くなり、そのことは引水には便となるが悪水の排水には難渋することになる。この近辺は御料・私領が錯雑していたのでまとまりが悪かったが、ついに3庄屋が首唱者となり水道開鑿の訴願をなし、延宝5(1677)年許可された。工事完成までには経緯があったが、沿岸農民の協力によって、新太郎松樋から福村吐口樋にいたる2里3町2間、幅(堤敷共)上流9間下流16間の大工事を完成した。現在の東海道新幹線の路線が旧中島水道の川敷にあたる。

生江地区は江戸時代には荒生(なぎ)村と呼ばれた。もと苽生村と書かれた。部落解放同盟大阪府連生江支部の生江の歴史を創る会は「生江のあゆみとたたかい」と題するききとり集を版行している。こうして歴史的な調査は進みつつあるが古いことはまだ明らかになっていない。

この地区の景観は明治末年の淀川大改修工事を経て一変した。「生江のあゆみとたたかい」の付図によれば部落はもと淀川の堤坊に添うた集落であった。蛇行の大きかったこのあたりでは旧淀川の右岸を左岸として工事が行なわれ

た。地区の東北に作られた城北公園の池は淀川の旧河床の残りである。

当地区の成立は、かなりさかのぼるようである。地区の寺院である常宣寺の成立について『大阪府全志』はつぎのように書いている(69)。

常宣寺は字池川にあり、指月山と号し、真宗西本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす。応永4（＝1397）年2月開基、智正本願寺巧如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。

当寺には、蓮如上人が2回立ち寄ったといわれ(70)、その直筆と鑑定された六字名号が4幅いまに伝えられている。慶長10（1605）年の摂津国絵図には「東成郡ナキウノ内」との記載があり(71)、石山合戦への参加の言い伝えがあるという(72)。船越昌氏が提唱された被差別部落の起源に関する、一向一揆への報復弾圧説が当るとすれば当地区は最もその可能性の高い例となろう。関連していえば、淀川の改修前には赤川渡しと呼ばれる渡船があり、大正7年に作成された資料をみると、渡船にかかわった人であったか確認できないが、船乗りを稼業とする家が1軒ある。かつて、北は淀川に面し、東・南・西は沼地で薬の原料となる河骨（こぼね）を産し、田はあっても下田（しもだ）と呼ばれる膝を没する泥深い水田であった。

天保年間、荒生村は大塩平八郎の乱にかかわりをもつが、そのことは項をあらためて後に述べる。

現両国地区は、河内国と摂津国両国の境に位置し江戸時代には般若寺村と称した。村名となった般若寺のことは早くから不明になっている。

大正11年に刊行された『東成郡誌』は、その例言に「本書の編纂はもと速成を期し、資料の蒐集は各町村をして分担編輯せしめたるため、各町村の間詳略繁簡一定せず、云々」と述べているが、同書を通覧すると旧東成郡に属した町村のうち、被差別部落につい多く言及しているのは般若寺のみである。同書は村内の被差別部落について以下の記事を載せている(73)。

（前略）東般若寺は皮多の居住地なり。世には世木の穢多と称すと云。世木は北河内郡三郷村大字高瀬に属す、地は東般若寺と相隣る。今より約三百年前、世木より此地に移り住したるなり。〔誓願寺寺址再再興録〕に

元来当村之往古は隣村世木村に住居候処、如何成謂哉、今は般若寺領分に移り申候、是は凡二百年余已前(と)相見へ申候、前書の通従来老人共

より申伝候、有体奉申上候、以上

文政十一年九月

摂州東成郡般若寺村皮多

与冶右衛門 印

治右衛門 印

儀兵衛 印

庄右衛門 印

普助 印

平田柱左衛門様

田本甚左衛門様

この誓願寺は当地の寺院であるが、『大阪府全志』によれば[74]「誓願寺は字垣内にあり、真宗西本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす。貞享(1686)3年檀家の協力を得て道意の創立なり」という。上記の「誓願寺址再興録」は当寺の文書と思われるし探していただいたが現在行方は不明とのことであった。

文政11年（1828）から200年以前といえば寛永5（1628）年になる。

大阪市同和事業促進協議会が発足10周年を記念して出した「10年の歩み」の、両国地区の項には同地区の歴史についてこう述べている[75]。

むかし、両国地区は守口の高瀬の里（今の京阪電鉄土居駅附近）に居住していた。守口は淀川に沿うた、大阪を守る口で重要な土地である。むかしは川を利用する舟便が最大の交通機関で、守口は舟番所が置かれ、守口の町も賑いをみせたのである。高瀬の里は淀川の河原にあって河原者即ち世木の皮多と呼ばれて11軒の世帯が住んでいた。上流に皮多者が住んでいては、川下が迷惑だという訴えがあって、寛永末期、両国の地、当時の般若寺村へ強制移住をさせられた。

この記事を草した方に典拠について質してもらったところ口碑と推測で書いたのであって、記録はないとのことであった。

中世、世木の地は小高瀬庄に属した。延元五(1340)年に小高瀬庄は祈祷料所として観心寺に寄進された[76]。小高瀬庄は、のち世木村、大枝村、浜村、諸口村、徳庵、横堤村、今津村に分村した。このうち、馬場、世木、大枝の3か村は明治18年に合併して高瀬村となり、いま守口市の一部となっている[77]。

両国地区はいまも世木と俗称されるが、すぐ隣接する守口市の世木とどのような関係にあるのか、「誓願寺址再興録」のいうように地を移されたのか、行政区画の変更で離されたのか、なお検討を要するであろう。

文禄3（1594）年の馬場村絵図の写[78]をみると同村を中心にして別所村、千林村、今市村、森小路村などの名は見えるが、世木村、般若寺村などの記載はない。田畑はところどころに入りくんで散在しており、多くは沼沢であったのか末墾地らしき土地が広がっている。

当地区でも歴史の調査が進められようとしている。多方面からの調査でその歴史は、おいおい解明されてくることと思う。なお、般若寺村は大塩乱と強いかかわりをもつことになったが、そのことは次項で述べる。

Ⅳ　大塩の乱と被差別部落

大阪における被差別部落の歴史を論ずるさい、天保8（1837）年におきた中斎大塩平八郎の騒乱と被差別部落とのかかわりを看過することはできない。この事件には、いくつかの被差別部落が集団あるいは個人としてかかわったし、能吏とされていた大塩平八郎がどのような考えで被差別部落に対処していたかも明らかにされているからである。

大塩平八郎の経歴や騒乱の経緯については、すでに幸田成友氏や岡本良一氏のすぐれた考証が[79]あるので詳述するまでもない。ここではごく簡単に乱の経緯にふれたうえで被差別部落の人びととのかかわりについて述べることにする。

大阪町奉行所与力として赫々たる功績をあげた平八郎がその職を辞し、養子格之助に家督を譲ったのは天保元(1830)年7月、平八郎はまだ38歳であった。致仕する以前から陽明学者としての名は高く、私塾洗心洞を開いて学を講じた。このころ凶年が続き、米価は高騰し、ために庶民の困窮は甚しかった。平八郎も蔵書を売却して貧民に施行したが、所詮焼石に水を注ぐようなことであった。一方、役人達の腐敗と無能、利を貪り驕りにふける豪商達の状態を、彼は坐視できなかった。平八郎が挙兵の直前に配布した檄文は、彼等に天誅を加え政道をたてなおすことを訴えたものであった。挙兵の事は未然に洩れ、天保8年2月19日、時刻をくりあげて決行せざるを得なくなった。しかし、行動は

その日のうちに鎮圧され、平八郎父子は敗走し、一味は四散した。

平八郎の行動に集団でかかわった被差別部落は、般若寺村と荒生村であった。ことに般若寺村が多かった。これは同村の庄屋橋本忠兵衛が古くから平八郎と親交があり、彼の門弟の重だった一人であり、平八郎のため曽根崎新地の女を養女として平八郎の妾に入れ、また忠兵衛の娘みねは平八郎の養子格之進の妻になるという関係にあった。忠兵衛の紹介で、般若寺村の年寄柏岡源右衛門、百姓代伝七もまた平八郎の門弟となっていた。

いま「大塩乱妨一件吟味伺書」と題する写本が伝えられているが(80)、これによると般若寺村村民の行動はつぎのごとくであった。

池田岩之亟御代官所

摂州東成郡般若寺村

百姓　四拾九人

穢多　六拾人

右　守口町

百姓　百六拾人

庄屋年寄共

「(朱書)般若寺村之儀、庄屋忠兵衛、年寄源右衛門は、平八郎一味之もの共ニ而、吟味中病死いたし右の外其節村役致相勤候もの無御座候」

此両村百姓并穢多共儀、大塩平八郎不容易企いたし発起之節、徒党ニ可引入計略を以、書籍売払、右代金施行と偽唱へ呉候を仁慈之取計と心得貰受候ものも有之、其後自然天満辺出火有之候ハヽ、平八郎方え駈附候様、般若寺村之もの共ハ村内忠兵衛、守口町之もの共ハ村内彦右衛門親右衛門申合候を如何之儀とも不心附、殊ニ平八郎徒党を催、大坂市中放火及乱妨候節、出火と見受一同罷越候積申合候折柄、人足入用ニ付早々平八郎方へ相越候様、忠兵衛伝言之趣を以、般若寺村卯兵衛迎ニ参、同人ハ右出火以前平八郎方立出候申聞候を不審之儀と乍心得、卯兵衛ニ附添、いつれも平八郎方え駈附候途中、同人企之次第承り逃帰、其場え不罷出もの共も怪敷儀と乍心附、平八郎偽謀を信し罷出候ものを不差留、其上般若寺村小前之内作右衛門・半右衛門ハ、村内穢多善兵衛奉行所おゐて村預申付有之候上ハ精々可入念処、諸用

ニ取紛、同人欠落いたし候をも不存罷在、殊同人立戻候迄不尋出、右善兵衛は村預中一旦欠落いたし心得違之段相弁立帰候とハ乍申、右始末一同不埒ニ付、百姓共は村高ニ応し過料申付、穢多共儀も同様可申付処、穢多之儀ニ付相当之咎可申付旨申渡、最寄頭穢多え引渡可申候哉、

一、守口町庄屋・年寄大坂天満辺出火之節小前之もの共申合、追々村方駈出候趣承り怪敷儀と心附候ハヽ早速差留可申処、様子聞糺方手間取候内、多人数大塩平八郎方え駈参り、右之もの共の内途中ニおゐて平八郎徒党ニ被引入、附添歩候次第ニ至候段、制方不行届、殊村内彦右衛門親孝右衛門儀も右徒党ニ加り候由承り候上ハ、別而取締方可申合処、尊延寺村次兵衛弟才次郎儀、平八郎加勢いたし候積、多人数引連、鉄炮等為持、彦右衛門宅え立寄候をも不存罷在候段、畢竟心附方等閑故之儀、右始末一同不埒ニ付、庄屋ハ過料銭五貫文、年寄共同三貫文ツヽ可申付候哉、

右百姓并穢多共吟味仕候処、去酉二月中般若寺村之もの共ハ、村内庄屋忠兵衛、守口町之もの共は村内彦右衛門親孝右衛門方へ相越候節、自然天満辺出火有之候ハヽ、前書大塩平八郎方え駈附候様申聞、忠兵衛、孝右衛門銘々平生内外之世話ニ相成候ものニ而、右両人とも兼而平八郎別懇故、右之通申含置候儀と存、子細相尋候儀ニも不心附、殊ニ同人ニは施行之由ニ而金子貰受候ものも有之、仁慈之程感伏いたし居候折柄ニ付、承知之旨答置候儀之処、同月十九日朝、天満辺出火之趣取沙汰承り、般若寺村之もの共ハ平八郎方え可駈附申合立出候砌、同人方ニ而人足入用ニ付早々相越候様忠兵衛伝言之趣申聞、村内卯兵衛迎ニ参リ、同人ハ出火以前平八郎方立出候由ニ付、怪敷儀とは存候得共、素ゟ駈附候所存ニ付、柳助・国松一同卯兵衛ニ附添、

「此柳助・国松とも吟味中病死仕候」（朱書）

守口町之もの共も是又申合、村内新助一同

「此新助吟味中病死仕候」（朱書）

平八郎方え可相越と立出候途中、右出火同人不容易企いたし、市中放火乱妨およひ候事之由、往来之もの共咄合候を承り驚入、帰村可致と引返候

砌、被召捕、尤場所え罷出もの共も右躰村内ゟ多人数申合、出火見舞ニ相越候次第、怪敷儀とは心附候得共、平八郎は軽キものを憐候生質(ママ)ニ而、帰伏之もの多、自ら人数多ニ相成候儀と而己相心得、其侭打過候儀ニ而、且般若寺村之もの共之内、作右衛門・半右衛門は、其節村役人共一同大坂町奉行所ニおゐて入牢申付有之、右ニ付当分之内村用相心得候様支配役所ゟ申付受候後、村内穢多善兵衛、村預え相成候処、同八月中両人とも諸用ニ取紛候内、善兵衛欠落いたし候ニ付、其段右奉行所え申立、同人行衛日限尋申付受、尋中善兵衛立戻ニ付、召連訴出候儀之旨申之、穢多之内善兵衛は吟味中村預ニ相成候処、困窮ニ迫、難渋之余り、一旦欠落いたし候得共、追而心得違之段相弁候間、同十二月中、村方え立戻、村役人共え申出候儀ニ而、一同平八郎慢心に乗し、不容易儀相企、救民斗儀と偽唱、人気を為靡候計略を廻らし、摂州兵庫西出町長太夫等申掠貪取候金子を以買調候書籍売払、右代金施行いたし一己之慈善ニ申成、愚民を惑乱為致候次第ハ今般吟味ニ付発明いたし候儀之旨申之候ニ付、実は平八郎企之本意、忠兵衛・孝右衛門等ゟ申含請、平八郎存立之通相成候ハヽ身為ニも可相成と徒党人数ニ加候積ニ而、村方立出、同人敗走を察、立戻候儀ニ可有之と再応吟味仕候処、右躰之儀には決而無之、前書申立候通、聊無相違旨申之候得共、右始末一同不埒之段吟味詰候処、銘々可申立様無之由申之候

一、守口町役人共吟味仕候処、村方之儀、庄屋壱人、年寄六人有之、申合村用取斗罷在、然ル処去酉二月十九日、大坂天満辺出火之趣取沙汰いたし候内、村内之もの共追々駈出候ニ付、不審ニ存、様子相探候処、兼而前書孝右衛門ゟ天満辺出火有之候ハヽ、大塩平八郎方え可相越旨申含請、其上同人ゟ施行金等貰請候恩儀ニ浴之、一同申合駈参候由承り弥怪敷儀と心附候処、最早多人数駈出候間、相残候もの共相制罷在候内、平八郎企之次第粗相分、駈遣候人数之内叛賊ニ被申威、荷物等持附添歩行候ものも有之趣を以、夫々被召捕恐入候儀ニ而、且村内彦右衛門親孝右衛門儀も、右企徒党ニ加り取沙汰承候得共、大坂最寄之儀、殊火事最中故、村内混雑罷在、其砌同国尊延寺村次兵衛弟才次郎、多人数引連、孝右衛門宅え立寄、鉄炮等預置候段ハ更々不存罷在、今般吟味ニ付承候儀之旨申之候ニ付、右始末一同不埒之段吟味詰候処、可申立様無之由申之候

荒生村のばあいはこうであった。同吟味書から関係箇所のみを抄出する。

（前略）

荒生村

穢多　忠　　七

戌弐拾八歳

清蔵事　善兵衛

戌五十歳

甚　　七

戌参拾四歳

清 兵 衛

戌参拾歳

善左衛門

戌五十壱歳

庄 兵 衛

戌参拾五歳

武　　助

戌四拾歳

仁 兵 衛

戌参拾八歳

（中略）

此伊兵衛外百五拾七人儀、大塩平八郎不容易企いたし、右徒党ニ可引入巧を以、書籍類売払、右代金施行と唱、与へ呉候儀とは不存、同人慈善之取計と心得貫受候節、自然天満辺出火有之候ハヽ平八郎方え駈附候様、摂州般若寺村忠兵衛其外右施行札相渡候もの共申合を如何之儀とも不心附、其後平八郎徒党を語ひ、大坂市中乱暴およひ候を出火と見受、銘々同人方え駈附候積、途中迄罷出候段、申合候儀は無之候とも、右始末一同不埒ニ付、伊兵衛外百四拾九人を過料銭五拾貫文申付、忠七外七人え同三貫文可申付処、穢多之儀ニ付相当之咎可申付旨申渡、最寄頭穢多え引渡可申候哉

右之もの共吟味仕候処、去酉二月初旬、前書大塩平八郎所持之書籍売払、

壱人金ツ壱朱丶施行いたし候由之板行摺小札、又は銭弐百文ニ引替候印紙等、下辻・内代・馬場・関目・今市・千林・上辻・世木・北嶋九ケ村之もの共、摂州般若寺村忠兵衛、猪飼野村之もの共は同州同村司歌之助親司馬之助、稗嶋・中野・友淵・沢上江四ケ村之もの共ハ前書孝太郎、江野・別所・中・南嶋・荒生・北寺方・池田下・池田中・池田川九ケ村之もの共ハ守口町彦右衛門親孝右衛門、森小路村之もの共ハ同町居五右衛門、弓削村之もの共ハ同村利三郎ゟ銘々貫受、追而忠兵衛其外右施行札相渡候ものともより、猶又右書付引替ニ金銭受取候節、自然大坂天満辺出火有之候ハヽ、早速平八郎方え駈付候様、右忠兵衛等ゟ申含請、素ゟ平八郎慈善之取計と存候間、承知之趣答置、右金子ハ当座ニ遣払候儀之処、同月拾九日朝、天満辺出火之 由取沙汰承、 右施行請候 恩儀并忠兵衛等 申含候次第も有之候間、銘々平八郎方え可相越と立出候途中、右出火ハ同人不容易企いたし、市中放火乱妨およひ候事之由、往来之もの共咄合候を承、驚入、帰村いたし候処、被召捕候儀ニ而、平八郎儀人気を為靡、右徒党ニ可引入ため、兼而門弟之内摂州兵庫西出町長大夫等より貪取候金銭を以買調候書籍売払、右代金施行と唱、与呉候段は吟味に付発明いたし候儀之旨申之候ニ付、実は忠兵衛等申侭ニ平八郎企ニ荷担いたし、同人存立之趣ニ相成候ハヽ身為ニ可相成と徒党人数ニ加リ候積ニ而村方立出、同人敗走之由承、立戻候儀ニ可有之と再応吟味仕候処、右躰之儀には決而無之、前書申立候通、聊無相違旨申之候得共、右始末一同不埒之段、吟味詰候処、銘々可申立様無之由申之候、

「本文(朱書)之もの共之外、稗嶋村庄五郎・由兵衛、馬場村小右衛門、猪飼野村太助・磯右衛門、友淵村源七、沢上江村政右衛門、江野村新右衛門、中村様兵衛・宇右衛門、伊丹植松村友吉・竹蔵は吟味中病死仕、池田中村藤右衛門、弓削村重蔵・藤七・熊右衛門・清兵衛、荒生村穢多佐七ハ吟味中欠落いたし候ニ付、右之もの共行衛ハ夫々右奉行所おゐて日限尋申付置候、右之外ニ可申上子細も無御座候間、落着の節定例之通可申付候」

乙吉のばあいは個人的な参加であった。以下同書から同人に関係する箇所のみ抄出する。

跡部山城守組与力
大塩格之助若党

酉五月十一日於大坂牢舎格溜預　　曽我　岩蔵
同五月廿一日病死

（11人分中略）

酉三月四日於同所牢舎格溜預　　無宿　穢多　乙佶
同五月廿五日病死

此曽我岩蔵・植松周次・浅吉・隣太夫・仁三郎・作兵衛・丑松・万兵衛・金助・利八・栄三郎・卯之助・乙佶儀、大塩平八郎慢心ニ長し、名家之末葉抔申触、救民斗義と偽唱、大坂市中焼払、豪家之金銀貧民え分遣候積相企及一戦候間、荷担可致、軍功之品ニ寄褒美可致と平八郎申聞候を不容易儀とハ乍心附、同人差図ニ随ひ金具等着、鎗刀を携、徒党ニ加り加勢ニ引入候もの共不逃散様申威、或は鉄炮打払、所々放火及乱妨、剰捕方人数ニ敵対いたし候始末、不届至極ニ付、拾三人とも引廻之上獄門可申付哉段可相伺之処、一同病死仕候、

（中略）

一、乙佶は河州南向野村穢多八右衛門忰ニ而、去未年（＝天保六年）中、親元欠落いたし無宿ニ成、所々立廻り罷在候処、去酉二月十九日、天満辺出火之由承、前書卯之助同道、火事場見物ニ罷越、徒党之ものとも任申、同勢加り乱妨およひ候次第は右卯之助同様申之、このものは其場ニ而被召捕候儀之旨申立候

右之通夫々申立候ニ付、右奉行所ニ而仮口書申付候処、其後追々病死仕候、尤銘々取繕候申口と相見、既右之内仁三郎ハ前書三平申口ニ而も荷担顕然いたし、其外之ものとも被申威無是非附添参候而己之儀は無之、無頼之ものともニ至り候而は素之儀右口書之趣一体大塩平八郎不容易企と乍存荷担いたし徒党ニ加り候ものともニ無相違相聞候

卯之助は大坂京町堀の者で5年前に親元を欠落し無宿となっていた。彼の申口によれば乙吉とはかねてからの知人で、天満辺に出火と聞いて乙吉とつれだち火事場見物に出かけたところ抜刀の鎗長刀を持った多人数の侍に出会い、脅された乙吉は大小を卯之助は鎗を持って同勢に加わった。ところが淡路町で捕

方人数に打立てられ、混雑にまぎれ逃げたが召捕られたというのである。

大坂定番与力坂本鉉之助の遺稿「咬菜祕記」は、つぎのような話を伝えている[81]。平八郎挙兵前年の冬、渡辺村の小頭を自宅に呼び、米価高値で困窮する村民に分け与えよと50両をわたし、小頭自身には拵つきの長脇差を与えた。町奉行所で渡辺村の人足を使うときは小頭を通じて行なうのが例であった。有難がる小頭に対し、平八郎は、報恩の心があるならば此辺に火災があったときは村民を引具して役所に行く前に当方に来るようにと約束させた。ところが平八郎挙兵の前夜、たまたま渡辺村の富者の家に葬式があり、小頭は振舞酒に酔い翌19日天満出火のとき前後不覚に眠りこけていた。他の小頭は人足をひきいて町奉行所にかけつけた。時が経って気のついた小頭は御厚恩ある大塩様に約束ありと残りの者を30人ばかり駆り集め大塩の所にかけつけた。平八郎は遅参した小頭を面罵した。小頭は恐縮してその場を去り奉行所に至り、先の金子と脇差は後ほど差出し事の次第を申し出た。小頭は御構無で事が済んだ。前記の一件吟味書にも渡辺村の名は出てこない。小頭が酒に酔うて事を間違えたのが幸した、と町奉行跡部山城守が述べたという。

平八郎の行動は庶民に人気があった。彼の行動が鎮圧され、平八郎が行方不明のとき、銀100枚の賞金がかけられたが「たとえ銀の百枚が千枚になろうとて、大塩さんを訴人されようものか」と町ではとり沙汰された。吟味書をみると、連累者の申口は何も知らずにとか強制されてという言葉がめだつ。この事件にかかわった被差別部落の人びとの意識が奈辺にあったものか、いま確かめることができない。

大塩平八郎自身は封建体制の忠実な擁護者であったし、彼の言動のなかに被差別部落の解放など片鱗も見出すことはできない。前記の「咬菜祕記」に心得としての平八郎の言が伝えられている。いささか長くなるが引用してみる[82]。「穢多ども人間交りの出来ぬといふ所が彼等の第一残念に存る処にて、親鸞といふ智慧坊主が其処を能く呑み込みて、此方の宗門にてハ穢多にても少も障りなし、信仰の者ハ今世こそ穢多なれ、後の世にハ極楽浄土の仏にしてやらうと云を殊の外有り難く思ひ、本願寺へ金子を上る者穢多程多きものハなし、死して後の有とも無きとも聢と知得ぬことさへ、人間並の仏にするといふをかく辱く存するからハ、只今直くに人間に致して遣はすと申さば此上なく有難がり、

火にも水にも命を捨て働くべし、左すれば何事ぞあるときハ五百や千の必死の人数ハ忽ち得らるゝ事にて、夫をよく指揮いたして、急度一方を守衛すべき心得なり、当時出水にて此堤が危く、是を切てハ数万人の人命にもかかわる故、是非防がねバならぬといふ時ハ毎も穢多を遣ひて防ぐ也、又市中の火災にても爰ハ是非防がねバならぬといふ時ハ又穢多を遣ひて防ぐ也、其時ハ穢多共必死になりて防ぐ故、是非死人怪我人三人五人なき事ハなし、ケ様の時に命を捨て働くものハ今時穢多に及ふものなし、是を以て能く指揮して唯今本道の人間にしてやると申さバ、又十倍の力を出して働くべし、さらバ何ぞの時ハ急度御用に立べし、去るに依て平常其心得にて随分不便を加へ、又悪事を為せバ厳重に取計ひ、既に穢多共十五七人博奕を致す処へ僕踏込て、一人も残らず召捕たる事あり、其節は捕縄も不足にて穢多どもの帯をときてくゝりし事あり、随分威も恵も失ひ申さず様に致し候に付、穢多ども僕の事ハ至極畏れて有り難がり居り候と申候」このとき鉉之助は、自分らの思慮の及ぶところではないと甚だ感心して傾聴したという。

鉉之助は、この話を或人にすると、その人は「仮初にも穢多抔遣ひて事を為さんとせし権謀術数にてハ、とても大事を為せぬ筈」と評した。しかし、鉉之助は、権謀術数は兵家の常とし、平八郎の意見に左袒した。

平八郎は、被差別部落の人びとの解放への強い願望と抑圧されているエネルギーを、恩恵と威嚇であやつり、これを利用し得るという点で関心をもったのである。したがって、彼の権謀術数からすれば被差別部落の存在は支配の手段として有用であり、被差別部落の解放は利用するための好餌としてのみ彼の念頭にあったのである。これが能吏とされた幕府の役人の考え方であった。

あ と が き

本稿で、江戸中期以降の権力による被差別部落に対する規制の強化や、被差別部落の動向に及ぶつもりであったが、まだ私自身で得心する段階にいたらないので稿を改めることとする。

雑駁な記述でまとめようもないが、いくつかの点を指摘してむすびにかえる。

全体を通じて感じることは史料に乏しいことである。ことに北部の諸地区に

おいていちじるしい。役人村関係のみならず諸図書館に所蔵されている文書類を丹念に調査すれば、ある程度の史料は得られるであろう。例えば、九州大学に大坂町奉行所与力八田五郎左衛門所持の記録類が架蔵されていると知り調査に出かけた。本稿には利用しなかったが、被差別部落関係の記録類も含まれている。それと今後地元地方文書の所蔵者の理解と協力を得られるならば、かなりの打開は期待できるであろう。

既に述べてきたところで、ある地区において言及したことが、必ずしもその地に固有の問題であるというわけではない。たとえば、冨田新田のばあい、天保13年貨幣改鋳にさいして作成された「通用停止被仰付員数書上帳」のような記録がたまたま残されていたので、現金所持の状態がわかり、貧富の格差の実態がたしかめられた。ここには、比較のしようがないけれども、同地区の特色もある筈であるが、貧富の格差はここだけの事態ではなかった。

住吉地区の分限者2軒が明治のころ「大夫」と呼ばれていたということは、どうも頭から離れない。両家はすでになくなって、残されていたであろう文書も散逸してしまったという。惜しまれる。

渡辺村は別として、他は農村部落である。住吉地区を除けば、いずれも河畔に位置する。洪水におびやかされ、あるいは皮肉なことに用水に不自由をした。立地条件は極めて劣悪であり、所持あるいは支配進退する田辺も少なく、農村部落でありながら大部分は農業が生業とはなり得なかった。

現在大阪市内の被差別部落の半数ちかくが集落ぐるみの移動にかかわっていることは重要である。渡辺村しかり、冨田新田、杉本新田、南方地区しかり、また両国地区もその伝承をもっている。いずれのばあいも、居住や農耕のためには条件の悪い土地への移転であった。それも、あるいは強制にもとづき、あるいはそのような土地へでも活路をもとめてのことであった。杉本新田のばあいは近村の被差別部落からの分れであった。このようなばあい被差別部落としてのすべての利権は「古里」つまり親村に属するのが慣例であった。杉本新田では死牛馬の処分権は村内所持の飼牛馬に限られ、村内所持の飼牛馬でなければ村内で牛馬が死んでも権利は「古里」に属した。部落によっては死牛馬を扱わなかったと伝えるところもあるが、これはそのような得分権に関する慣例によって、扱えなかったという方が正確なばあいもある。もともときびしい生活

を強いられていたのであるが、部落相互間でもきびしい慣例があった。

大阪市内に属する被差別部落相互間には、制度的な支配関係は存在しなかった。役人村は、明和7(1770)年、近国近在の部落を「触下」とされるよう奉行に願い出たが許されなかった。役人村の人口は、いま知り得る最も古い人口、元禄5(1692)年に比すれば、この年には4.26倍の3,578人に達し、皮革産業により蓄積された富も莫大な額に上っていた。奉行は、この役人村が近国近在の被差別部落を支配下におさめ、いよいよ大きい実力を持つことを望まなかったのではなかろうか。

冨田新田は本村城蓮寺村の、杉本新田は本村杉本村の、平野の被差別部落は平野郷町の支配をうけた。摂津志に、苾生属邑一、般若寺属邑一、南方属邑一、南方新家属邑一、加島属邑二、などとある属邑は、それぞれ本村の支配をうけたことであろう。農村の被差別部落相互間で、間々、草場の利権などをめぐって争論を生じた。少なくとも、大阪南部の被差別部落では、部落間の争いに渡辺村の有力者が調停に入り、和解することが行なわれたようである。

こうした被差別部落は、連帯して共同の利益を守った。住吉地区のところで触れたが、幕末、竹皮の値が高騰し、これを原料として雪踏表の仕事に携わった被差別部落の人びとは苦境に立った。このとき連帯して大坂の問屋中に交渉をし、値を下げ協定値段をきめることに成功した。村々にはこの規定値段を守ることを申し合わせた。ところが、2軒の竹皮屋は私欲から売買に表裏のある取扱いをした。そこで村々は、この2軒からは竹皮類は一切買わない、万一心得違いの者がこの2軒から竹皮を買入れたときは、その村々から買入れた品物を取上げ、困窮者の助成に使用する等の申し合わせを行ない、その2軒もついに村々の団結の前に折れた。この申し合わせに参加した村々は、南王子村、塩穴村、嶋村、更池村、矢田部村、杉本新田、住吉、富田林、向野村、西郡村、八尾座村、荒馬村、荒本村、砂新田、宮滝村、瀬ケ井村、平野の17村であった。

ここに見える砂新田は現在の飛鳥地区であろうか。そうだとすれば、北部の村々との間にも連帯は拡がっていたことになる。

これは顕著な例であるが、このような連帯解放への動きを追究するのは今後の課題である。最後に紙面をかりてお礼を述べさせていただきたい。私はこの

問題を課題としてもってから、文献が手にはいらない地区には話を聞きにまわった。忙しい時間を割いて、あるいは多くの老人に集まってもらっていたり、これまでの 調査の 結果を示し、 あるいは経験を語り、 協力を惜しまれなかった。今後、努力をして、私はこれらの方々への借りも返さなければならない。

(1) 寺木伸明「大阪における被差別部落の成立（その１）—摂津国を中心として—」、部落解放研究第８号1976年９月。同『大阪における近世被差別部落の歴史』、大阪市教育研究所紀要第149号。同書は、1977年９月、部落解放研究所から再刊された。
このほか、大阪市内の各地区に関しては、大阪市同和事業促進協議会が、昭和37年に刊行した『10年の歩み』、同じく大阪市同和事業促進協議会20周年記念『その後の10年』に、各地区の概況中その歴史にかんたんに記されているところがある。

(2) 中西義雄「都市部落の生成と展開—摂津渡辺村の史的構造」部落問題研究第４輯、1959年12月。

(3) 上田官治「摂津渡辺村の歴史」部落問題研究第22輯1968年３月、同第27輯、1970年７月。

(4) 『明治文化全集第21巻社会篇』、157頁以降。

(5) 『西成郡史』221頁。

(6) 盛田嘉徳編著『摂津役人村文書』５頁。本書の引用は昭和45年大阪市浪速同和教育推進協議会刊本による。

(7) 『日本輿地通志』畿内部第五十。

(8) 盛田、前掲６頁註(2)、旧版では９頁註。前掲中論文８頁註(2)。

(9) 坐摩神社の坐は座とも書かれる。いま同神社の用例にしたがい引用文以外は、坐の字を用いる。同社の移転についても経過は明らかであるとはいえない。前掲摂津志は坐摩神社について前引の文のあと「天正中遷圓江側、因曰渡辺町」としている。圓江は津村といわれる。しかし「大坂濫觴書一件」（『大阪市史』第五所収）は、生玉坐摩の両社は大坂築城のため廓外東南に替地となり、大坂の陣に渡辺氏が大坂側に与したため、徳川氏は坐摩社の社領を没収し、社地のみ御堂の西方南渡辺町、椹木町に与えたとする。『大阪府全志』は、もと大川沿岸の渡辺に鎮坐したが、天正年中此地は遷坐せり、としながら「或は云、中頃淡路町一丁目に移りしことありと」と異説をあげている。念のため坐摩神社を訪ねてみたが、渡辺氏第57代の現宮司は、神社の記録・文書類は戦災で一切を失い、古いことはよくわからないとのことであった。

(10) 大阪市南区寺院明細帖の徳浄寺の項には「由緒、慶長四己亥年開基智観ナル者、本願寺第十二世准如法王ノ直弟トナリ、府下南区渡辺筋ニ建立ス、後チ宝永三丙戌年、今ノ地ニ移転シ文政元戊寅年宿融ノ災ニ罹リ悉皆烏有ニ帰シ同五壬午年、当寺第六世順了檀家ノ協力ヲ以テ再建ス」とあり、正宣寺については「由緒、本寺開基永俊者祖山第十二世准如法主之直弟而、慶長八年癸卯十月創立、堂宇於大阪船場渡辺筋、此時当

町人民住干彼地、故旧名渡辺村也、二世智春、宝永三年丙戌三月人民転居干此地、因本寺亦移ス、今地五世善教、寛延二年己巳三月再建、其後文政元年戊寅十二月晦日罹火災、為鳥有、同五年壬午四月第七世恵観、以檀徒協力費造営焉」とある。上田、前掲、第27輯、109頁所引。

(11) 中西前掲論文、10頁。

(12) 『西成郡史』233頁、『大阪府全志』巻之二664頁は、七反嶋の地は木津川に近くして常に船舶の出入に差障ありとして替地を命じたとしている。これでは村民の願によって替地になったのではなく、七反嶋の地を追われたことになる。

(13) 『摂津役人村文書』106頁。

(14) 前掲114頁。

(15) 『西成郡史』223頁。

(16) 『摂津役人村文書』166頁。

(17) 「御仕置仕形之部」と題する筆写本(大阪市立大学所蔵)には、大坂の刑場について、こう記している。「磔罪・火罪・獄門御仕置場所は、蒿田・千日・野江右三ケ所也、此外之場所ニ而有之節は、差構無之候哉、前廉ニ見立させ可申事、但前々海賊なとハ安治川又は月正嶋ニ而獄門申付候義も有之、盗賊ニ而も在方之盗ハ其村にて獄門ニ成候、口々相見え候事」「一肆、高麗橋・日本橋両所之内ニ而三日之間肆之、(中略)廻船荷物盗取候船頭肆ニ成候節は、安治川に有之、其後養子娘を殺一件ニ付、播摩屋文介女房肆ニ成候節は、曽根崎新地壱丁目ニ而申付候儀も有之、其余通例之肆者ハ日本橋・高麗橋隔番ニ申付来候事」。同書が引用する例は、元文4(1739)年から安永5(1776)年であるから、安永5年から遠くない時期に大坂の町奉行所の役人の手になったものと思われる。

(18) 『摂津役人村文書』48頁。

(19) 『諸式留帳』京都六条村年寄の記録である第二冊、『日本庶民生活史料集成』第14巻所収、19頁。以下同書の頁数を示す。

(20) 『大阪市史』第一、826頁。

(21) 『諸式留帳』第4冊、前掲36頁。

(22) 藤木喜一郎「大坂町奉行管下に於ける司法警察組織について」、『創立70周年関西学院大学文学部記念論文集』(昭和34年)所収参照。

(23) 中沢巷一・小林宏「近世上方における賤民支配の成立」、『法制史研究19』(1969年)所収、131頁。

(24) 『諸色留帳』第十五冊』、前掲139頁。

(25) 前掲第四冊、35頁。

(26) 『摂津役人村文書』には、享保5年、伏見坂町裏の能興行にさいし、役人村年寄から慣例にしたがい入場札12枚をくれるよう奉行所に願出た書付がある(170頁)。御用役儀について、奉行所に道具の下附を願出た文書は、同書46頁、55頁。盛田氏は、『諸色留帳』の例を引き、「京都では諸興行からの収入によって御用の節の用具を買調えたかの如くであるが、実際には、それらの費用の出所は別にそれぞれ細かに定め

らていて、村方の負担になることはなかった。(『洛水一滴抄』御仕置者ニ付入用の條条）稿本『柳原町史』第四章第三節雑収入の条によれば、七条郷、一、本村ハ往時ヨリ勧進能、仝相撲、芝居等ノ櫓銭ノ収入アリ、年寄ノ得益トス、（下略）とあって、村年寄の収入になっていたことが明らかである」と述べておられる。年代によって変ってくることがあるから、なお検討を要するであろう。

(27) 『諸色留帳』註、前掲262頁。

(28) 石井良助「近世賤民に関する若干の考察一とくに穢多と非人との関係について」、法政理論1巻2号、17頁。同論文は、『日本団体法史』（昭和53年刊）に収録された、224頁。

(29) 京都における穢多支配については、中沢・小林前掲書参照。

(30) 「諸色留帳」第五冊、前掲42頁～43頁。

(31) 『摂津役人村文書』158頁以降。

(32) 「諸御用秘鑑」二、『古事類苑』政治部三、889頁所掲。

(33) 『御仕置例類集』古類集二十九帳、2273号。

(34) 『古事類苑』前掲、890～81頁。

(35) 東成郡杉本村庄屋文書。

(36) 関順也「都市近郊部落の生成と展開――大阪市矢田部落の実態調査――」部落問題研究、第9輯、1961年10月所収。

(37) 『大阪府全志』巻之四、664頁。

(38) 『松原市史』第四巻、407頁以下。

(39) この文書は、矢田部落の歴史研究に従事された生瀬克己氏から教示をうけた。次掲の「城蓮寺村記録・乾」は『松原市史』第五巻所収、130頁。

(40) 枯木村は、寛文元（1661）年ころ村民の間に争いがあり、南枯木村と北枯木村に分れたが、宝永元年新大和川の開鑿にさいし、北枯木村のうち5町8畝26歩、南枯木村のうち8町8反4畝20歩が同川敷となった。『大阪府全志』巻之四、659頁。

(41) 『松原市史』第三巻、478頁。

(42) 『矢田部落の歴史』56頁以下。

(43) 『依羅郷土史』（昭和37年刊）は200頁足らずの小著のため杉本新田に言及するところは多くないが、当地近辺の歴史、とくに経済史では充実した内容をもっている。生瀬克己「大和川付替後における北岸農村経営と被差別部落――摂州住吉郡杉本村の用水問題を中心として――」経済学雑誌72巻2号、昭和50年2月。浅香の歴史をつくる会編『浅香の歴史と生活』①一浅香のおこり（昭和50年10月刊）、は浅香地区の成立および江戸時代の生活について述べ、②一老人たちの若いころ（昭和52年1月刊）は老人からのききとりを主にする明治・大正の事情を内容とする。

(44) 『大阪府全志』巻之三、136頁。『東成郡史』1477頁。

(45) 「諸式留帳」第三冊、前掲書24頁。

(46) 『摂津役人村文書』175頁。

(47) 『住吉部落の歴史――解放運動前史』（1975年）。同書は巻末資料として稀覯の論文

2篇、住田利雄「米騒動における住吉部落の動き」、大阪市同和問題研究室「都市部の人口と家族——大阪市住吉地区における戸籍の研究」を掲載している。

(48) 『大阪府全志』巻之三、58頁。

(49 a) 大阪市同和事業促進協議会『10年のあゆみ』28頁。

(49 b) 森杉夫『近世部落史の諸問題』（昭和50年刊）41頁、166～170頁。

(50) 平野部落研究会編『平野部落の歴史』（1978年）、および同会編『平野部落史関係資料集、祖先の闘いとくらし』（1976年）。後者には平野七名家の一つ土橋家の「含翠堂文庫」（大阪大学文学部所蔵）から近世平野の被差別部落に関する史料が収録されている。

(51) 『平野部落の歴史』74～76頁。

(52) 瀧川政次郎『江口・神崎』32～33頁による。

(53) 摂津名所図絵大成」巻之十に、「神崎渡口、加島の浜より神崎へのわたしなり、大坂よりの西国街道にして昼夜行人絶えることなし」とある。『浪速双書』第八、350頁。

(54) 『新訂増補国史大系』第26巻、794～95頁。

(55) 「摂陽群談」巻16、『大日本地誌大系』所収、346頁。

(56) 「摂津名所図絵大成」、前掲394頁。

(57) 寺木伸明『大阪における近世被差別部落の歴史』116頁。

(58) 「摂陽群談」前掲346頁。

(59) 『大阪府全志』巻之三、535頁。

(60) 『東淀川区史』475頁。

(61) 前掲152頁。

(62) 『大阪府全志』巻之三、481頁。

(63) 『西成郡史』341頁。

(64) 『大阪府全志』巻之三、492頁。

(65) 『平野部落の歴史』74～75頁。

(66) 『大阪府全志』巻之三501頁。

(67) 『西成郡史』879頁。

(68) 『西成郡史』355頁。

(69) 『大阪府全志』巻之三、331頁。

(70) 寺木伸明『大阪における近世被差別部落の歴史』59頁。常宣寺の六字名号の件は、当地区宮本晴夫氏の教示をうけた。

(71) 寺木、前掲88頁。

(72) 寺木、前掲56頁。

(73) 『東成郡史』1126～27頁。

(74) 『大阪府全志』巻之三、350頁。

(75) 大阪市同和事業促進協議会『10年のあゆみ』48頁。

(76) 大日本古文書「家わけ第六観心寺文書」61頁。

(77) 『守口市史』本文篇第1巻。

(78) 大阪商業大学商業史資料室所蔵、絵図左下に「摂州闕郡馬場村高八百七拾四石六斗三升、先縄文禄三年奉行木下与右衛門」とあり、横に小字で「大正六年ヨリ参百弐拾八年前」との記入あり。

(79) 幸田成友『大塩平八郎』（中公文庫、昭和52年）、岡本良一『大塩平八郎』（改訂版、昭和50年）。

(80) 大阪市立中央図書館所蔵。

(81) 岡本、前掲書に「咬菜秘記」の全文が掲載されている。これによる。前掲「一種の社会」は役人村と大塩乱の関係に言及している。同記事は、はじめ大塩の挙に加担した有力者として播磨屋五兵衛の名を挙げた(14)が、後に「申込」によりその名を播磨屋源兵衛とあらためている。拠るところがあったのであろう。同記事によると役人村で死罪のことに干与したのは播磨屋源兵衛で、平八郎が与力在職時にその関係で源兵衛と知りあい、彼の媒介で村の有力者と交際をもった。源兵衛に挙兵の事をうちあけ、天満に火の手があがれば駈けつける約束ができた。しかし、相図の火が予定より早く上ったので、一同が押しかけたが間にあわず、結局城代の手先となり、大塩に不利益になる仕事をした、としている。

(82) 岡本、前掲書204～5頁。